

治安維持法の成立と改正について（三）

内 田 博 文

- 一 はじめに
 - 二 治安維持令の公布
 - 三 治安維持法の成立（以上神戸学院法学四四卷一号）
 - 四 治安維持法中改正ノ件（以上神戸学院法学四四卷二号）
 - 五 一九三四年及び一九三五年の改正法案（以上本号）
 - 六 治安維持法改正法の成立
 - 七 終わりに
- 五 一九三四年及び一九三五年の改正法案

1 治安維持法の拡大適用

一九二八年（昭和三年）の三・一五による一斉検挙、そして三・一五から翌年の四・一六までの間になされた

一連のいわゆる中間検挙、さらには四・一六による一斉検挙によって、日本共産党は手ひどい打撃を受けた。しかし、「当局の執った未曾有の弾圧政策は、この種の運動を単に地下に追ひやつたのみで、却つてその勢力の強弱さを助長したかに見える」と評価されるように、間もなく党組織は再建され、活動を再開した。同二九年一月二四日にニューヨーク証券取引所で株価が大暴落したことを契機として発生した世界恐慌は翌三〇年に入ると日本に深刻な影響を及ぼしはじめた。労働運動、農民運動はかつてない規模で昂揚した。このような高揚を背景に、日本共産党に対する大規模な一斉検挙（第三次検挙）も一九三〇年（昭和五年）二月頃から翌三一年六月頃にかけて行われた。党員はもちろん、一切のフラクション（ある組織から他の組織内部に送り込まれた支部組織）、資金提供者にも検挙が及んだ。文化運動などの外部組織の関係者も検挙された。「左傾」教授としてかねて学外追放を目されていた平野義太郎、山田盛太郎の両東大助教も目的遂行罪（資金カンパ）の容疑で逮捕され、同容疑で三木清（東洋大学教授）、小林良正（法政大学教授）、井汲卓一（日本大学講師）らも逮捕された。平野らは学外放逐という処分を甘受せざるを得なかった。当局は治安維持法の目的遂行罪を利用して党組織の周辺にいるシンパを叩くという行動に出たのであった。

この時期には、中央の共産党とそれ自体関わりのない地域的な社会主義団体や個人の活動も治安維持法違反や治安警察法違反として摘発されている。これ等の活動の大部分は実態的には「サークル活動」に過ぎなかったが、これらの活動も治安維持法の標的にされはじめたのである。ただ、量的にはともかく質的にはこれらはいくまでも共産党の壊滅を図るといふ観点からなされた付随的な検挙であった。一九三三年（昭和八年）の後半以降にみられるような「外郭団体」の検挙とは異なっていた。三三年後半以降になると、「外郭団体」そのものの鎮圧を目的とする検挙へと大きく変容していったからである。

この変容には国内外の要因が関わっていた。その一つは共産党側の事情であった。一九三一年（昭和六年）の八月事件および翌三二年の熱海事件によって日本共産党は致命的な打撃を受け、一九三三年六月にはかつての共産党中央委員で獄中にあつた佐野学、鍋山貞親が転向声明を発表するに至り、この「転向ブーム」は燎原の火のように党関係者に拡がって行つた。一九三五年（昭和一〇年）三月に最後の中央委員の袴田里見が逮捕されて、党中央部が壊滅する頃には、最早どうしようもないところにまで追い込まれていたからである。⁽¹⁾

治安維持法は日本共産党にもつぱら標的を合わせてきたが、その結果、党が活動の終焉を余儀なくされる事態に当面するや今度は党そのものから、党の周辺部分へと標的を移し始めたのである。党そのものよりも、その周辺部分の方が活動分野も広く、関係する人も多いことから、この移動により治安維持法はそれまで以上に活動範囲を広げることになった。治安維持法改正緊急勅令で導入された目的遂行罪がこのような法適用を可能とした。これら周辺組織をもつて党の「目的遂行団体」と認定した上で、周辺団体の個々の活動をもつて、党活動との関係を問うことなく、治安維持法第一条の「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」と認定して取り締るという方法がそれであつた。しかし、当局はそれでも満足せずに、このような法適用には難があるとして、新たな武器を求めた。そのために編み出されたのが、これら周辺団体をもつて日本共産党と並ぶところの「団体ノ変革ヲ目的トスル結社」又は「私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トスル結社」と格上げして、それ自体として取り締るという方法であつた。

拡大解釈の範囲をはるかに逸脱した「拡大解釈」に合法性の基礎を事後的に提供する。そして、そこから更に新しい法解釈が創出される。治安維持法に特有の悪循環過程がいよいよ表通りを闊歩することになった。ここでは、刑事裁判も有罪判決を迅速に言い渡すためだけの制度に化してしまつた。

このような当局の「拡大解釈」⁽²⁾を後押ししたのが国際的な要因であった。一九三一年九月、いわゆる満州事変を起こして、中国への不毛な侵略戦争をはじめた政府は一九三三年三月には自国の主張に固執して国際連盟を脱退する途を選択していたからである。戦時体制を深める中で、政府は思想面でも国防国家体制および総動員体制の構築を急ピッチで進めることになった。臣民すべてを「思想国防戦の優秀な戦士」として総動員することに努めた。国民精神総動員に反対する者は思想犯として容赦なく排除された。そのような政府にとって治安維持法の「拡大解釈」は歓迎するところであった。しかし、排除だけではなく、この思想犯も含めて臣民すべてを、「完全に日本精神を理解せりと認めらるゝに至りたるもの」を経て、「日本精神を体得して実践窮行の域に到達せるもの」へと善導するシステムの整備も追求された。治安維持法の改正においてもそれが眼目の一つとして浮上することになった。⁽³⁾

一九三三年には、社会的に反響の大きな事件が相次いで起きた。一九三二年（昭和七年）一月から三三年三月にかけての「司法官赤化事件」もその一つであった。尾崎陸⁽⁴⁾ら現職の判事四名と裁判所職員五名が検挙され、共産党員の尾崎には結社加入罪が、それ以外の者にはカンパや研究会を理由として目的遂行罪が適用された。司法官赤化事件の根源には帝大教授の「赤化」問題があるとの指摘を受けた文部省は、同三三年四月、京都帝国大学に対し教授の瀧川幸辰⁽⁵⁾を辞職させるように勧告した。瀧川は休職の後に辞職したが、この瀧川事件は公権力が学説に介入する前例となった。また、同三三年一月の「赤化華族事件」では、学習院OBに共産党の資金網を作ったとして子爵・八条隆正の二男の隆孟、子爵・森俊成の長男の俊守、岩倉具視の曾孫の靖子が起訴された。東京地裁は八条隆孟と森俊守に対し実刑判決を下した。岩倉靖子は保釈されたが、その後自殺した。「皇室の藩屏」たる華族が起こした事件は世間を大いに驚かせた。さらに、同年二月二〇日にはプロレタリア作家の小林

多喜二が築地警察署で拷問を受け虐殺されるという事件も発生した。⁽⁶⁾

2 改正の意図

司法省と内務省は、一九二八年（昭和三年）の改正に続いて、一九三四年（昭和九年）と一九三五年（昭和一年）の二度、治安維持法改正法律案を議会に提出した。日本共産党を支援する外郭団体を取り締まることが改正の目的の一つであった。目的遂行罪を個別に適用するよりも、外郭団体を治安維持法違反の結社と認定してメンバーを一網打尽にした方がはるかに効率的だということから改正が図られたものである。もう一つは、一九三一年（昭和六年）以降、治安維持法の検挙者数が激増したことから、審理を迅速にするために刑事手続に特例を設けるとともに、思想犯の改悛を促すため、いわゆる転向政策を盛り込もうとしたことであった。これらの共産党対策と並んで、治安維持法改正を促した裏の要素として、国家主義運動が絡んでいたことも見逃せないとされる。⁽⁷⁾革新右翼に影響を受けた右翼や軍人は実力行動によって国家改造を目指す国家主義運動を展開し、運動は一九三〇年（昭和五年）四月のロンドン海軍軍縮条約の締結をきっかけに昂揚した。同年十月には浜口雄幸首相が右翼に狙撃されて重傷を負う事件が発生した。一九三一年九月、關東軍が中国の東三省を制圧する満州事変が勃発すると、事変に呼応して若槻礼次郎首相を暗殺して荒木貞夫陸軍中将を擁立しようとする十月事件が発生した。ここに至って内務省は右翼対策に乗り出したが、一九三二年（昭和七年）五月一日には陸海軍の軍人が犬養毅首相を暗殺するという五・一五事件が発生した。政党内閣の時代は終焉を迎えることになった。五・一五事件の後、内務省は国家主義運動の取締りを優先課題とした。同三年六月、警視庁は特別高等警察部を設置し、特高課内に右翼犯罪を専門とする係を設けた。ただし、警察は、国家主義運動を抑圧するよりも、運動を合法的な範

困に止まらせるように指導し、結果として手心を加える傾向にあった。⁽⁸⁾

3 一九三四年の改正法律案

治安維持法の改正法律案は、一九三四年（昭和九年）の第六五議案に提出された。この時は司法省も内務省も現場の要望を踏まえて改正に乗り気であった。同法律案は次のようなもので、「第一章 総則」「第二章 罪」「第三章 刑事手続」「第四章 保護観察」「第五章 予防拘禁」からなっていた。

治安維持法改正法律案

治安維持法

第一章 通則

第一條 本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ刑事手続其他ニ関シ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ例ニ依ル

第二條 本法ハ何人ヲ問ハズ本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二章 罪

第三條 国体ヲ变革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ処ス

第四條 前条ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ

従事シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

第五條 第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ一年以上七年以下ノ懲役ニ処ス

第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シタル者ハ六月以上五以下ノ懲役ニ処ス

第六條 第三條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

第七條 前四條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ興ヘタル者又ハ情ヲ知りテ之ヲ受ケタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第八條 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第九條 前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第十條 第八條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第十一條 前三條、第四條乃至第八條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ興ヘタル者又ハ情ヲ知りテ之ヲ受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第十二條 第三條、第四條及第八條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十三條 本章ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第三章 刑事手続

第十四條 第三條、第四條及第八條ノ罪ニ該ル被疑義事件ニ付被疑者左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ捜査上必要アルト思料スルトキハ地方裁判所ノ檢事ハ直ニ被疑者ヲ勾引スルコトヲ得

一 被疑者定リタル住所ヲ有セザルトキ

二 被疑者罪証隱滅スル虞アルトキ

三 被疑者逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ

四 被疑者変名シ又ハ仮名ヲ使用スル虞アルトキ

第十五條 勾引シタル被疑者ハ指定セラレタル場所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ之ヲ訊問スベシ其ノ時間内ニ勾留状ヲ發セザルトキハ被疑者ヲ釈放スベシ

第十六條 第十四條ノ規定ニ依リ被疑者ヲ勾引スルコトヲ得ベキ原由アルトキハ之ヲ勾留スルコトヲ得

被疑者ノ勾留ハ前条ノ規定ニ依リ被疑者ヲ訊問シタル後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ被疑者逃亡シタル場合此ノ限りニ在ラズ

第十七條 前條ノ規定ニ依リ勾留シタル被疑者ハ必要アリト思料スル場合ニ限り之ヲ訊問スルコトヲ得

第十八條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アルトキハ一回限之ヲ更新スルコトヲ得

第十九條 勾留ノ事由消滅シ其ノ他勾留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルトキハ速ニ被疑者ヲ釈放スベシ

第二十條 刑事訴訟法中被告人ノ勾引及勾留ニ関スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ノ勾引及勾留ニ付之ヲ準用ス但シ保釈、責付及執行停止ニ関スル規定ハ此限りニ在ラズ

第二十一條 本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對スル被告事件公判ニ付サレタル場合ニ於テ檢事必要アリト認ムルトキハ事件ノ係屬スル裁判所及移轉裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第一回公判期日ノ指定アリタル後ハ此ノ限りニ在ラズ

前項ノ請求アリタルトキハ決定アル迄訴訟手續ヲ停止スベシ

第四章 保護觀察

第二十二條 本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ノ執行猶予ノ言渡アリタル場合又ハ刑事訴訟法第二百七十九條ノ規定ニ依リ公訴ヲ提起セザル場合ニ於テ檢事必要アリト認ムルトキハ本人ヲ保護觀察ニ付スルコトヲ得

第二十三條 保護觀察ハ本人ヲ司法保護委員ノ觀察ニ付シ、保護者ニ引渡シ又ハ寺院、教会、保護団体、病院若ハ適當ナル者ニ委託若ハ送致シテ之ヲ為ス

第二十四條 保護觀察ヲ行フニハ本人ノ更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止シ且本人ヲシテ生業ニ従事セシムルコトニ留意スベシ

第二十五條 司法保護委員及保護觀察ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム

第五章 予防拘禁

第二十六條 第三條又ハ第四條ノ罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタル者其ノ執行ヲ終リ釈放セラルベキ場合ニ於テ釈放後ニ於テ更ニ同章ニ掲グル罪ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ本人ヲ予防拘禁ニ付ス

第二十七條 前條ノ規定ニ依ル予防拘禁ノ請求ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其ノ裁判所ニ之ヲ為スベシ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ本人ノ陳述ヲ聴キ決定ヲ為スベシ

第二十八條 予防拘禁ニ付スル旨ノ決定ニ對シテハ本人ヨリ即時抗告ヲ為スコトヲ得但シ此抗告ハ裁判ノ執行ヲ停止スル効力ヲ有セズ

第二十九條 刑事訴訟法中決定ニ関スル規定ハ第二十七條第二項ノ決定及前條ノ即時抗告ニ付キ之ヲ準用ス

第三十條 予防拘禁ニ付セラレタル者ハ監獄内ノ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ之ヲ收容シ改悛セシムル為必要ナル処置ヲ為スベシ

第三十一條 予防拘禁ノ期間ハ二年トス特ニ必要アル場合ニ於テハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得
第二十七條乃至第二十九條ノ規定ハ前項ノ更新ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十二條 予防拘禁ハ刑ノ執行終了後引續キ之ヲ執行ス

刑事訴訟法中裁判ノ執行指揮ニ関スル規定ハ前項ノ執行ニ之ヲ準用ス

第三十三條 予防拘禁ニ処セラレタル者其ノ執行ニ依リ著シク健康ヲ害スル虞アルトキ其ノ他重大ナル事由アルトキハ予防拘禁ノ決定ヲ為シタル裁判所ノ検事又ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ検事ノ指揮ニ依リ予防拘禁ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第三十四條 予防拘禁ニ処セラレタル者逃走シタルトキハ検事ハ直ニ逮捕状ヲ發シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ發セシムルコトヲ得

刑事訴訟法中逮捕状ニ関スル規定ハ前項ノ逮捕状ニ之ヲ準用ス

第三十五條 予防拘禁ニ処セラレタル者收容後其ノ必要ナキニ至リタルトキハ行政官庁ノ処分ヲ以テ退所セシムベシ

前項ノ処分ヲ為スニハ刑務委員会ノ議ヲ經ルベシ

第三十六條 刑務委員会及予防拘禁ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム

附則

第三十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條 本法ハ本法施行前従前ノ規定ニ定メタル罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ改正規定ニ定ムル刑

ガ従前ノ規定ニ定メタル刑ヨリ重キトキハ従前ノ規定ニ定メタル刑ニ依リ処断ス

予防拘禁ニ関スル規定ハ従前ノ第一條第一項ノ罪ニ付テ本法施行前ニ処セラレタル者ニ亦之ヲ適用ス

第三十九條 本法ニ於テ地方裁判所ノ検事トアルハ朝鮮ニ於テハ地方法院ノ検事トス

次の七点が主なポイントとされた。このうち、司法省の本命は転向政策に関わる⑥と⑦であった。⁽⁹⁾₍₁₀₎

① 国体変革の罪と私有財産制度否認の罪とを分けて、前者に重い刑を科すこと。

② 国体変革を目的とする結社を支援する結社、いわゆる外郭団体に対する罰則を設けること。

③ 個人の宣伝や言論も取り締まれるように国体変革に関する宣伝罪を設けること。

④ 裁判所の令状がなくても被疑者を勾引・勾留できるように検事の強制捜査権を認めること。

⑤ 思想犯罪に長けた裁判所で迅速な審理を行えるように事件の管轄を別の裁判所に移転することを認めること。

⑥ 社会に復帰した思想犯に転向を促すとともに再犯を防止することを目的として起訴猶予の者と執行猶予の者を対象に一定の期間、保護を名目とした観察を行えるように保護観察制度を設けること。

⑦非転向者を社会から隔離することを目的として国体変革に関する罪の刑期終了者のうち再犯のおそれがある者を施設に拘禁しえるように満了者予防拘禁制度を設けること。

4 衆議院での審議

改正法律案は先ず衆議院に付託された。一九三四年（昭和九年）二月三日に開催の衆議院本会議で議題とされた。同二月三日の衆議院本会議では、治安維持法改正法律案について第一読会が開かれ、冒頭で小山松吉⁽¹¹⁾國務大臣（司法大臣）から法案提出の理由説明が行われた。説明は次のようなものであった。

御承知ノ通り治安維持法違反事件ニ對シマシテハ、政府ハ昭和三年以來銳意是ガ檢挙ヲ続行致シタルニモ拘ハラズ、共產主義者ノ運動實ニ執拗ヲ極メマシテ、幾度カ檢挙ニ依リ其結社ノ組織ヲ潰滅ニ致シマシテモ、又更ニ其再建ヲ企テツ、アリマシテ、今日ニ至ルモ尚ホ之ヲ剿滅スルコトノ出来ナイ狀況ニ在リマスルコトハ、洵ニ遺憾ノ次第デアリマス、

翻テ我方国情ヲ考ヘマスルニ、今ヤ内外共ニ重大ナル時局ニ際会シテ居ルノデアリマス、今ニシテ速ニ是等不逞兇惡ノ思想運動ヲ根絶致シマセヌケレバ、帝国ノ前途洵ニ憂慮ニ堪ヘザルモノアルコトヲ痛感スルノデアリマス、而シテ之ガ対策ト致シマシテハ、勿論教育其他ノ方面ニ於ケル新ナル施設計画ヲ、必要ト致スノデアリマシテ、啻ニ刑罰ノミヲ以テ是ガ根絶ヲ期スルコトハ至難ノ業デアリマスガ、苟モ国體ヲ変革致シマシテ、勞農階級ノ独裁政治ヲ企画スル如キ、兇惡極リナキ思想運動者ガ潜在的ニ活躍スル今日ニ在リマシテハ、先ズ之ニ對シ徹底的ニ弾圧ヲ加ヘ、彼等ヲシテ蠢動ノ余地ナカラシムルコトハ、現下ノ急務デアルト信ズルノデア

リマス、

然ルニ現行治安維持法ハ、施行以來其実績ニ徴シマスルニ、如上ノ目的ヲ達スル上ニ於キマシテ、其規定ニ不備ノ點ガ尠カラズ存スルノデアリマス、殊ニ共產党ノ所謂外郭團體ニ對スル取締ノ上ニ、不備ノ點ノアルコトヲ認メタノデアリマス、曩ニ申シマシタ如ク、共產主義者ガ幾度カ党ノ再建運動ヲ為スニ至リマシテ、隱密ニ活躍致シタ為デアリマス、随テ政府ハ是等ノ者ニ對シ、特別ノ取締規定ヲ設クル必要ヲ認メタ次第デアリマス、

次ニ治安維持法違反事件ハ、御承知ノ如ク組織的デアリマシテ、且ツ大衆的ノ犯罪デアリマス、故ニ現行刑事訴訟法ニ依ル搜查手続ノ予想セザリシ犯罪現象ヲ、呈シテ居ルノデアリマスルカラ、其検査ヲ為スニ當リマシテハ、手続上ノ特例ヲ設クルノ必要ヲ認メタノデアリマス、随テ改定案ニ於キマシテハ、罪ト刑ヲ定メマサル実体法ノ規定ノ外ニ、手続規定ヲモ之ニ加ヘタノデアリマス、更ニ犯罪者ノ実情ニ鑑ミマシテ、犯罪ノ予防ト鎮圧ノ効果トヲ完璧ナラシメンガ為ニ、保護觀察ノ制度トヲ創設致シタ次第デアリマス、

更ニ本改革案ノ重要ノ事項ニ付キマシテ、少シク具体的ニ御説明申上ゲマスレバ、第一ニ、國體ヲ変革スルコトヲ目的トスル犯罪ト、私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トスル犯罪トノ規定ヲ、全ク別條ニ規定致シタコトデアリマス、第二ハ、所謂外郭團體ニ對スル処罰規定ヲ設ケタコトデアリマス、第三ハ、宣伝行為ヲ処罰スル規定ヲ設ケタコトデアリマス、第四ハ、本法第三條、第四條及ビ第八條ノ犯罪ニ限リマシテ—是ハ國體ノ変革及ビ私有財産制度ヲ否認スル犯罪デアリマス、特別ノ場合ニ於キマシテ、地方裁判所檢察官ガ被疑者ニ對シテ勾留狀ヲ発スルコトヲ得ル規定ヲ設ケタコトデアリマス、次ニ本法ノ罪ヲ犯シマシタ被告事件ニ致(ママ)シマシテ、必要ノアル場合ニ於テ管轄ヲ移轉スルコトノ出來ル規定ヲ設ケタコトデアリマス、第五ハ、刑ノ執

行猶予ノ言渡ヲ受ケマシタ者、又ハ検事ガ不起訴ノ処分ヲ為シタル者ニ對シマシテ、本人ニ保護觀察ヲ付スル規定ヲ設ケタコトデアリマス、第六ニ、只今申シマシタ第三條又ハ第四條ノ犯罪ニ依リ、刑ニ処セラレタル者ニ對シマシテ、保安処分トシテ予防拘禁ノ制度ヲ設ケタコト等デゴザイマス、
何卒慎重御審議ノ上、御協賛アランコトヲ希望致シマス

この説明に対し、高見之通、小林錡、比佐昌平、久山知之、松谷興二郎⁽¹³⁾、亀井貫一郎⁽¹⁴⁾の各議員から質問の通告が寄せられた。

高見の質問は概要、「理論上ヨリ共產主義ニ入ツタ者ニ對シテ、如何ナル対策ヲ講ジテ居ルカ」、「日本主義ト云フモノヲ以テ共產主義ニ對スル理論トスベキデハナイカ」、「文部、司法、内務、此機關ヲ統一スル一大機關ヲ設ケル必要ガアルノデハナイカ」等というものであった。

小林の質問は概要、「是程一生懸命ニ改正ニ努力サレルナラバ、何故斯ノ如キ最モ眼ノ前ニ現ハレテ居ル所ノ極右ノ行動ニ對スル所ノ維持法ヲ作ラレナイノデアアルカ」、「私有財産制度否認ノ條項ハ尚ホ存置スベキヤ否ヤ、……朝憲ヲ紊乱スル程度ノ私有財産制度否認ト云フコトヲ規定シテ置ケバ足ルト考ヘルノデアリマスガ……」、「支援行為ノ方ニ對シテハ『情ヲ知りテ』ニタト云フ言葉ガナイカラ、此解釈ノ取方ニ依リマシテハ、其支援サレル所ノ結社ガ如何ナル行為ヲ目的トスルカト云フコトモ知ラナイ場合デモ、処罰出来ルヤウニ考ヘラレルノデアリマス」、「政府ハ刑罰ヲ重クサヘスレバ、犯人ヲ次第ニ減スコトガ出来ルト考ヘテ居ルヤウデアリマスケレドモ、是ハ洵ニ間違ツタ見解デアルト私ハ思フノデアリマス」等というものであった。

比佐の質問も概要、「憲法変更ノ場合ニ於テ、ドノ程度迄ハ國體變革ノ中ニ入ツテ、ソレ以外ハ國體變革ニ入

ラナイト云フ、其限界ヲ御示シ願ヒタイ、「土地国有モ宜シイ、生産機關ノ国有化モ宜シイト云フ結果、所謂殆ド共產主義ノ実行ト同様トナリ、之ヲ防ガントスル此法律ノ眼目何レニアリヤト、私ハ其根本觀念ニ付テ御何ヲ致サネバナラスノデアリマス」等という者であつた。

久山の質問も概要、「司法大臣ハ此提案ノ御説明ノ中ニ、一言半句、極右ノ団体ノ行動ニ對シマシテ、御説明ノナカツタコトヲ私ハ甚ダ遺憾ニ考ヘル、……極右ノ団体ノ行動ガ今日非常ニ猛烈ニナツテ參リマシテ、……非常ニ深憂ヲ禁ズルコトガ出来ナイノ問題デアル、……我國ニ独裁專制ノ政治ヲ布カントシテ居ル此一部ノ人達ニ對シテ、何故今少シ徹底的ニ彈圧ノ手段ヲ御考ヘニナラナイノデアルカ」等というものであつた。

松谷の質問も概要、「共產党ニ對シマシテハ、私ハ根本的ニ之ヲ絶滅シナケレバイカナイト云フコトハ、政府当路(ママ)ト全く所見ヲ同ジウスル所デアリマス」、「決シテ此重イ刑ヲ科スルダケデハイケナイ、寧ロ之ヲ善導スル所ノ或ル機關ガ必要ナノデハナカラウカ」、「有ユル暴行ガ警察ニ於テ行ハレル、私ハ實ニ此點ニ付キマシテハ深憂ニ堪ヘナイ次第デゴザイマス、……今少シク此警察ヲ改善スルノ御考ガナイデアラウカ」、「斯ノ如キ彈圧其モノガ一層共產党ヲ増スノデハナカラウカ、茲ニ最モ明確ニシテ動カスコトノ出来ナイ一ツノ証拠ヲ讀上ゲマス、……ソレハ難波大助ノ調書デアリマシテ、……斯フ言ツテ居ルデハゴザイマセヌカ、……諸君、難波大助ヲ共產主義ニ追込シテハ、——」、「現在ノ教育ヲ施スコトニ依ツテ一層左傾犯人ヲ出スト云フナラバ、ソレハ教育ノ方針ガ全く間違ツテ居ルモノト言ハザルヲ得ナイ」、「小学校ノ教員ノ椅子ノ売買ハ何事デゴザイマセウ、彼ノ校長ノ椅子ノ売買ハ何事デゴザイマセウ」、「私ハ少クトモ現在ノ濁レル政界ニ對シマシテ、今少シク文部大臣、司法大臣ニ於テ反省セラレテハ如何カト考ヘル」等というものであつた。亀井の質問も「第八條以下十一條マデノ三箇條ヲ御削除ニナル意思ハナイカ、……私有財産制度否認ノ問題ト、國體變革ノ問題ト、之ヲ一ツノ法

律ノ中ニ定メテ居ラツシヤルコトガ元来無理ヂヤナイカ」等というものであった。

治安維持法改正緊急勅令に事後承諾を与えるか否かの審議にあたっての帝国議会の質疑と大きく異なる点としては、後に詳しくみるように、極右運動の取締りを訴える議員が出てきたという点である。しかし、この訴えに対する政府の反応は鈍かった。共産主義、共産党の恐怖を声高に語るだけであった。

動議が出されたことから、質問は終局とされ、治安維持法改正法律案委員会に付託すること及び委員は議長が指名する二七名とすることが決められた。原夫次郎、比佐昌平は委員に指名されたが、治安維持法改正緊急勅令の議会承認に強く反対した斎藤隆夫、水谷長三郎、内ヶ崎作三郎が委員に指名されることはなかった。緊急勅令の議会承認で大いに尽力した宮古啓三郎が委員長に選ばれた。⁽²¹⁾

委員会は二月五日、七日、一二日、一六日、一九日、二二日、三月一日、二日、三日、五日、六日、七日、一二日、一五日と一週間に一四回も開催された。質問に立つ議員に共通してみられたのは「数年ノ間ニ、屢々、斯ウシテ改正シテ行カナケレバナラヌト云フコトハ、洵ニ遺憾デアルト思ツテ居リマス、……モツト真剣ニ考ヘテ、政府ハ立案セラレテ、而シテ此法案ヲ審議スル上ニ付テハ、モツト真剣ニ審議サレナケレバナラヌト思フ」(二月二一日の委員会での松田竹千代委員の発言)⁽²²⁾という感慨であった。「サウ云フヤウナ思想ヲ持ツヤウナ者ノ根本ヲ詮索ラシテ、之ヲ取除クト云フ方法ガ、此刑罰ヲ以テ臨ムト云フコトヨリモ、先決問題デハナイカト云フコトヲ私ハ御尋シタイノデアリマス」(二月二二日の委員会での一松定吉委員の発言)⁽²³⁾も多くの議員が同感する所のものであった。

そこから、質疑で大きな論点とされたのは第一に、社会主義、共産主義が変化しているなかで従前のような形での第八条の適用規準を維持するのは無理があるのではないかという点であった。

最近ノ共產党ノ理論ト云フカ、指導方針ト云フカ、是ガドウ云フ具合ニナツテ居リマスカ」(二月一二日の委員会での高見之通委員の發言)⁽²⁴⁾

共產主義モ段々變ツテ來ルノデヤナイカシラヌト思フ、……段々變化シテ行ツテ、社会政策若クハ社会主義、共產主義ト云フモノトノ間ノ距離ガ、段々ニ接近ヲシテ來テ、譯ノ分ラヌヤウナコトニナツテ來ルヤウナコトヲ考ヘルノデアリマスカラ、唯共產主義ヲ取締ルノダ、社会主義ヲ取締ルノデアルト云フダケノ御説明ニ依ツテ、此法ト云フモノガ成ツテ行クト云フコトニナルナラバ、私ハドウ云フモノデアラウカト斯ウ考ヘル」(二月一六日の委員会での添田敬一郎委員の發言)⁽²⁵⁾

私ハ(第八條ノ適用ニ付テ一引用者)洵ニ其峻別ニ苦シムノデハナイカト思フ、……統制經濟、国家社会主義ヲ主張スル者ガアル、或ハ政友会ノ如キ、資本主義ノ弊ノ修正ヲ主張スル者ガアルト云フ風ニ、……洵ニ進化ト申シマスカ、變革ヲ來サントシテ居ルノデアリマス(同一六日の委員会での三上英雄委員の發言)⁽²⁶⁾

團體ニ關スル法規ト、私有財産制度否認ニ關スル法規、之ヲ別ニスル意思ハナイカ(同委員会での幣原義政委員の發言)⁽²⁷⁾

私ノ考ヲ以テ見ルト、大審院ノ裁判官モ、ハツキリシタ私有財産制度否認ト云フ觀點ハマダ分ツテ居ラナイト思フノデアリマス(二月一九日の委員会での比佐委員の發言)

私有財産制度ト云フモノヲ否認スル、所謂私有財産制度ノ否認ト云フモノノ根柢ハ何処ニアルカト云フコトヲ御聴キシタイ、……貴方ノ御シヤルコトハ、十年十一年前ノ『クロボトキン』ヤ『モント』トカノ言ノ古イ行燈時代ノ話ヲ今日取ラレタニ過ギナイ、先ズ私有財産制度ニ關スル議論ノ根柢ガ薄弱デアツテ……」(二月二一日の委員会での高見委員の發言)⁽²⁸⁾

例えば、このような質問がなされている。「唯共産党ノ『シンパ』トシテ共産党ニ加入シタ、何等行動モ執ツテ居ラス、共産党ニ加入シタ、ケデ、斯ウ云フ恐ロシイ無期懲役ニ處セラレルト云フコトハ分ニ過ギテハ居ラヌカト心得テ居ルガ、其點司法当局ノ御意見如何デスカ」(三月六日の委員会での松谷興二郎委員の発言)⁽²⁹⁾という質問も同趣旨に出たものといえよう。

しかし、これに対する政府の答弁は、「法律ヲ制定シマシタ方ノ立場カラ申上ゲマス、此私有財産制度ヲ否認スルト云フノハ、前ニモ度々申上ゲテ居リマスガ、沿革上簡單ニ申セバ、社会主義ト云フモノ、思想ヲ指スノデアルト云フ風ニ、我々ハ立法ノ上デハ解シテ居ルノデアリマス」(二月二一日の委員会での小山国務大臣の答弁)⁽³⁰⁾等というものであった。治安維持法を制定したのは共産主義、社会主義を取り締るためであつて、本改正法もこのような前提の上で起案されたもので、治安維持法の前提となつている共産主義、社会主義についての理解を変える必要は見出せない。第八条の適用についても従前通りとするとされた。

このような硬直した政府の態度を後押しするような質問も、例えば、「第八條ニ依ル所ノ罪ヲモウ少シ重クスル必要ハナイカ」(二月一六日の委員会での平島敏夫委員の発言)⁽³¹⁾というように一部にはみられた。

委員会でも大きな論点にされたのは、既に触れたように、極右運動の取締りという点であつた。多くの議員から繰り返して、例えば次のように質問されている。

右傾化ト云フ方ノ運動ガ、実ハ左傾ト紙一重ダト云フコト、私モサウダト思ヒマス、……何トカ是(左傾団体―引用者)ノ取締ルニハ、此(国體変革等ト云フ―引用者)看板以外ノモノニモ、是ト同様ニ取締ラスル必要ニ迫ラレテ居ルノガ今日ノ世相デハナイカ」(二月二二日の委員会での板野友造委員の発言)⁽³²⁾

愛国思想、国體擁護ノ思想デアリマシテモ、其行動ガ常軌ヲ逸シテ社会ヲ紊乱シ、公安ヲ害スルト云フ行動ガアルナラバ、矢張ソレヲ取締ツテ行クト云フコトモ当然デナケレバナラス、……以前ニ治安維持法ニ依ツテ決メラレタル精神ト頗ル変ツテ来タヤウナ心理ガスルノデアリマス、……国家社会主義ナドヲ唱ヘテ居ル所ノ思想、是モ……矢張第八條ニ入ルト看做シテモ宜イノデアルカ、……司法大臣ノ御答デハ、国家社会主義ト云フコトノ觀念ガ、餘程我々ト相違シテ居ルヤウニ思ハレルノデアリマス(二月一六日の委員会での添田委員の發言)⁽³³⁾

右翼団体ノ取締ノ點デアリマス、……此法ヲ適用サレルヤウニサレタナラバ宜カラウト思フノデアリマス(同一六日の委員会での三上委員の發言)⁽³⁴⁾

国家社会主義モ同時ニ罰スル御考デアルカ、……(本法ガ適用サレル国家社会主義トサウデナイモノトノ區別ハ―引用者)此法律ダケデハ一寸ムヅカシイダラウト私ハ考ヘルノデアリマス(同委員会での松谷委員の發言)⁽³⁵⁾

茲ニ治安ヲ作ツテ、初メテ茲ニ人ガ反省スルヤウナ一般ニ脅威ヲ興フル程度ノ何かコトニナルデヤナイカト思ヒマス、……右傾団体トカ云フモノヲ、又独立ノ単行法ニスルカ、或ハ又此(治安維持法―引用者)八條ノ所ヘ右傾的ノモノヲ入レルト云フヤウナ、何か御考ハナイカ……(二月二一日の委員会での高見委員の發言)⁽³⁶⁾

軍人ないし在郷軍人の政治的な動きについても次のように取締りの必要が質問されている。

予備、後備、在郷軍人等ニ對シテ、余程共産党アタリデハ目ヲ著ケテイルト云フ話デアルガ、サウ云フヤウ

ナ現役ナリ、予備、後備、在郷軍人等ニ對シテノ状況ハドウカ、……在郷軍人ガ時ニ依ルト右傾ノ方ヘ非常ニ傾ク癖ガアル、……ドウ云フ具合ニ時局ヲ認識セラル方針デ指導サレテ居ルカ、……不穩当ダト御考ニナルヲラバ之ヲ今後取締ルノ御考カドウカ、……一般在郷軍人ニ對スル演説或ハ精神講話ト云フモノハ、軍人ノ部ヲ超ヘナイヤウニシテヤツテ貰ヒタイト云フヤウナ、取締方針デモ出シニナル必要ガアルト思ハレヌデスカ
 (二月一九日の委員会での高見委員の発言)³⁷⁾

私ハ五・一五事件ニ對スル所ノ軍人被告側ノ処罰等ニ對シテ……、如何ニモ民間被告側ニ較ベテ輕カツタヤウニ思フノデアリマス、……軍部側ノ方ハ、ソレニ加ヘテ、軍紀ノ違反ト云フコトガアツタヤウニ考ヘラレマス(同委員会での平島敏夫委員の発言)³⁸⁾

果シテ軍部ノ中ニ此私有財産制度ニ對シテ、斯ル思想傾向(私有財産制度否認ノ一大改革―引用者)ガ行ハレテ居ル状態ガアルデアリマスカ(同委員会での三上委員発言)

此三上中尉(五・一五事件ノ被告―引用者)ノ説明ニ依ルト、今日ノ腐敗ハ政党、財閥、特權階級、軍閥ニアルト云フヤウナ風ニ説明サレテ居リマス、此點ニ付テ御所感ヲ承リタイト思ヒマス、……国維會ノ幹部ノ中ニ……松本学、吉田茂、安岡正篤、岡部長景、後藤文夫、近衛文麿ト云フノガ幹部で、其指導者ト申シマスカ、……名前ガ出テ居ルノデアリマスガ、此會ノ目的竝ニ趣旨ヲ此際参考マデニ聴カシテ戴キタイト思ヒマス、……国維會ノ外郭団体ハ金鶏学院、東海連盟、石川島自彊會、素行會、日本海員組合、大日本正義団ト云フノガ載ツテ居ルノデアリマス、……此關係ハドウ云フ風ニ御考ニナツテ居リマスカ承リタイト、(同委員会での世耕弘一委員の発言)³⁹⁾

大日本正義団ト云フ所ニ「親分ノ命ズル所ハ水火モ辞セズ」ト云フ綱領ガアル、ソレカラ東海連盟ト云フ団

体ノ綱領ニハ「役員等ハ本連盟ノ上ニ絶対ノ命令權ヲ有スルト其無限ノ責任ヲ負フモノナリ」斯ウ云フヤウナ文句ガ出テ居ルノデアリマス、……斯ウ云フモノニ對シテハ相当取締ルベキ必要ガアラウト思ヒマスガ、……茲（治安維持法―引用者）ニ取締ノ一箇條ヲ結付ケナケレバ納マラスヤウニ考ヘマスガ、ドウ云フ御考デアリマスカ、……今日ノ軍部諸君ガ主義ノ為ニ論スルコトハ多少常軌ヲ逸シテハ居ラスカト、所謂常識ヲ少シク進ミ過ギテハ居ラスカト云フコトヲ聴ヒテ見タイ（二月二一日及び三月一日の委員会での高見委員の發言）⁽⁴⁰⁾

軍人ハ政治ニ拘ハラズト云フ其軍人ノ範圍デアルガ、ソレハ在郷軍人ナドモ含ンデ居ル御趣旨デアルカ（三月一日の委員会での松谷委員の發言）⁽⁴¹⁾

陸軍ノ軍人ガ集ツテ団体ヲ組ンデ政治ヲ論議スルト云フコトハ、今ノ官紀ノ上ニ於テモ、軍紀ノ上ニ於テモ絶対不可能ナコトデアリマセヌカ、ソレハ許スベカラザルモノデアル、私ハ陸軍大臣ノ御心持ハ非常ニ御詔勅ノ趣旨ニ違反シタル心持ニ向ツテ居ルヤウナ感じガスルノデアリマスガ、斯ウ云フヤウナコトヲ御許シニナレバ、弊ガ後へ後へト起ツテ来ル、五・一五事件ノ如キ問題ガ踵ヲ接シテ起ツテ来ルト私ハ痛感スルノデアリマス（同委員会での藤田委員の發言）⁽⁴²⁾

最近憲兵ガ政治方面ニ進出スルトノ非難ガ各所ニ起ツテ居ルコトニ對シテ、陸軍大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイ（同委員会での世耕委員の發言）⁽⁴³⁾

軍人ノ政治ニ関与スベカラズト云フ御勅諭ノ精神デアリマスガ、陸軍大臣ノ御答弁ヲ承ツテ見マスルトハツキリト致シテ居リマセヌ（同委員会での一松定吉委員の發言）⁽⁴⁴⁾

此（ファシズムノ私的ナ學術的研究機關ノ日本国家社会主義學盟幹事長ノ―引用者）林癸未夫博士ノ国家社会主義原理ノ中ニ書イテ居ラル、所ノ經濟思想ハ、私有財産制度ヲ否認セルモノニ非ラズト御認メニナルデア

リマセウカ、……直チニ本法ニ依テ御取締ノ対象トナリ得ルノデアリマセウカ（三月二日の委員会での山枅儀重委員の発言⁽⁴⁵⁾）

大體ドウ云フ方針デ以テ陸軍大臣ハソレ（三月事件・十月事件ノヤウナコト―引用者）ニ向ツテ取締ヲヤツテ居リマスカ（同委員会での高見委員の発言⁽⁴⁶⁾）

同僚ノ宮脇長吉君ガ衆議院予算委員会ニ於テ発セラレタ言論、ソレニ對シテ各地ノ在郷軍人会ガ起ツテ、特ニ某々在郷軍人会ノ如キハ決議ヲ致シテ、宮脇議員ニ對シテ辭職ヲ迫ツテ居ルコトヲ聞イタノデアリマス、……私ハ不穩当ト考ヘルノデアリマス（同委員会での益谷委員の発言⁽⁴⁷⁾）

私共皆委員ハ此治安維持法ニ於テ最近頻ルニ右翼方面ノ思想界ガ過激ナル行動ニ出デントスルト云フノヲ、ドウシテ治安維持法ニ依テ取締ラナイカ、斯ウ云フ點ニ非常ナ深イ考慮ヲ廻ラシテ居ルノデアリマス（同委員会での原夫次郎委員の発言⁽⁴⁸⁾）

しかし、政府の認識は異なっていた。「右傾団体ノ綱領其他過激ナモノニ付テハ十分取締ヲシテ居リマス、又各団体ノ個々ノ行動ハ是ニ内務省ニ於テモ十分取締ヲシテ居ルノデアリマス、……十分今後御取締ハ致シマス」（二月二二日の委員会での小山司法大臣の答弁⁽⁴⁹⁾）と一応はされるものの、実際には取締りは難しいとして次のような答弁を繰り返すだけであった。

国家社会主義ト云ヤウナモノハ、是ハ取締ノ上ニ於テハ可ナリムヅカシイ問題デアリマス、……右翼トカ、右傾ニ関スル者ノ取締ハ何故シナイカト云フ御尋デアリマスガ、是ハ治安維持法ノ沿革ヲ御覽下サイマスト、

元々治安維持法ト云フノハ、……専ラ左傾思想ノ過激ナル者ヲ取締ル趣旨デ之ハ出来タノデアリマス、……右翼ノ取締ヲスルト云フコトニナリマス、治安維持法ト云フモノ、従来ノ立法精神ガ変ツテ来マシテ、暴力行爲等取締法ト同ジヤウナモノガ加ハル譯ニナルノデアリマス、……治安維持法ノ沿革ニ鑑ミマシテ、其必要ハナイト云フコトデ、今回ノ提案ヲ致シタ次第デアリマス」(二月一六日の委員会での小山大臣の答弁)⁽⁵⁰⁾

立法ノ技術上ニ於テ、書方ニ困難ヲ致シマス、……ソレカラモウ一ツハ……、治安維持法ト云フモノハ右傾ニ對スル取締ナリ、又罰則ヲ書カナイコトニナツテ居ツタノデアリマスカラ、ソレデ其規定(右傾団体ノ取締規定―引用者)ヲ置カナカツタノデアリマス(二月二一日の委員会での小山大臣の答弁)⁽⁵¹⁾

是(右翼ニ關スル規定ヲ此治安維持法ノ中ニ編ムコト―引用者)ハ實ニ色々考ヘマシタケレドモ、適當ニ之ヲ法文化スルコトニ苦心ヲシマシタ結果、遂ニ成果ヲ得ナカツタノデアリマス、……此治安維持法違反ニ限ツテ特殊ノ状態トシテ此非常立法ヲセザルヲ得ナイ状態ニ置カレテ居ルト云フコトノ御諒解ヲ願ヒタイト思ヒマス」(同日の委員会での木村政府委員(司法省刑事局長)の答弁)⁽⁵²⁾

右翼ニ對スル取締ト云フコトニ對シテハ、此政府ノ原案通りデ宜イト云フ考ヲ有ツテ居ルノデアリマス(三月一二日の委員会での小山大臣の答弁)⁽⁵³⁾

軍人ないし在郷軍人の政治的な動きについても大丈夫だというのが政府の答弁であった。例えば、次のように答弁された。

陸軍部内ノ思想ノ状態ハ安全デアルカト云フコトノ御尋デアリマシタガ、之ハ私ハ大丈夫ダト思ヒマス、…

…共産党ノ中ニ足ヲ踏込シテ居リハセヌカト云フコトハ、恐ラク無カラウト信ジテ居リマス、……「フアツシヨ」ト云フコトヲヤツテ、サウ云フモノヲ破ツテ行カウト云フ考ハ、在郷軍人、殊ニ将官アタリニアルト云フコトハ断ジテ私ハナイト思ツテ居リマス、……之ヲ取締ルト云フコトハ、ソレハ出来ヌダラウト思ヒマス、…心配ハナイト信ジテ居リマス、……軍法会議ノ中デヤリマシタコトハ、正当ニヤラレタモノト私ハ思ツテ居リマス、……サウ云フ（私有財産制度ノ一大改革―引用者）コトヲ発言シテ居ルモノハ私共聴キマセヌ（二月一九日の委員会での山岡重厚政府委員（陸軍少将）の発言）⁵⁴

是（国維会―引用者）ハ単純ナ修養団体デス、……（国維会ニハ―引用者）外郭団体ト云フヤウナ関係ハ何モノイノデアリマシテ……（同委員会での松本学政府委員（内務省警保局長）の発言）⁵⁵

今ノ御話（軍人ノ主義ノ為ニ論ズルコト―引用者）モ時ト場合、所ト状況ニ依ツテ斟酌ヲ要スル事柄ト考ヘマス、……甚ダシイ間違ヲ起ス者ハ起ラヌダラウト私ハ予想シテ居リマス（三月一日の委員会での林銃十郎国務大臣（陸軍大臣）の答弁）⁵⁶

在郷軍人ノ政治ニ干渉シマス事柄ハ職務上当然ヤラヌナラヌ（ママ）場合モアリマス、

……ソレダカラ現役ノ軍人ト在郷軍人トハ余程趣旨ガ違フト思ヒマス、……憲兵ノ範圍ハ単ニ軍事警察ノミデナク、有スル思想運動、社会運動、労働運動、サウ云フヤウナ軍事ニ密接ナ関係ヲ有ツテ居ル事情ニ付テ色々調査ヲシタリ何カ致シマスガ、ソレハ必シモ越権行為デハナイノデアリマス、皇軍ガ崩潰スルト云フコトヲ防グト云フ所ノ予防警察ト云フ見地カラ必要ナコトハ、各方面ニ手ヲ伸バシテ居ルノデアリマス、……所謂司法問題ニ付テモ、行政問題ニ付テモ、憲兵ハソレゾレ其系統カラ指揮ヲ受ケテ動イテ居ルト云フコトヲ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、……秘密会ニシテモ（現役軍人ノ起シタ三月事件、十月事件ニ付テハ―引用者）マダ發

表スル譯ニハ行カヌノデス(同委員会での林國務大臣の答弁)⁵⁷

氏(林癸未夫博士—引用者)ノ説カレル所ノ言説全部ヲ総合シテ見マズレバ、矢張私有財産制度ト相容レザル所ノ思想ノ提唱ダト見テ居リマス、……ソレガ合法的ナモノト認メラレル限リハ(代議士トナツテ、サウ云フ議會政治ヲ通ジテ自分ノ主張スル所ノ制度ヲ日本ニ実現シヤウト云フコトナラバ—引用者)、違法ヲ阻却シテ第八條ノ違反行為トハナラナイ、斯ウ云フ風ニ現在ノ所考ヘテ居リマス(三月二日の委員会での木村尚達政府委員(司法省刑事局長)の答弁)⁵⁸

今日改メテ陸軍ノ教育ノ方針ヲ變ヘナケレバナラヌト云フコトハナイ譯デアリマス(同委員会での林大臣の答弁)⁵⁹

(宮脇議員問題ニ付テ)道德的ノ意味ニ於テ、何カ忠告スルトカ、勸告スルトカ云フヤウナ場合ニ、某地ノ在郷軍人会ト云ツタヤウナ名前を用ヒタ所デ、法的ニ何等差支ハナイコトデアル、……切磋琢磨ノ意味ナラ差支ナイ、……辭職ヲ勸告シタカラ不穩当デアル、ソレハ間違ッテ居ルトハ云ヒ兼ネル(同委員会での林國務大臣の答弁)⁶⁰

林(癸未夫—引用者)博士ノ問題ニ付テハ、……モツト能ク研究調査ヲ遂ゲナケレバ結論ニハ到達致シマセヌ、……大学ノ教授ガ研究ノ範圍ニ於テヤルノハ、私ハ差支ナイト思ヒマス(三月七日の委員会での東郷實政府委員(文部政務次官)の答弁)⁶¹

これに対して、「曾テ瀧川教授ノ著書ガ数年間其儘不問ニ付サレテ居ツテ、サウシテソレガ一度問題ニナリマス、ト、急遽文部省ハ発動ヲ致サレタノデアリマス、……ソレモサウ云フ左傾思想デアルト云フ断定ヲ以テセラレ

タノデアルカ、何デアツタノデスカ其點ヲ伺ヒタイ、……サウシマスト瀧川教授ノ思想ハ、共產主義ノ思想ト認メラレタノデアリマスカ」(三月七日の委員会での山根委員の発言)⁽⁶²⁾という質問に対しては、「思想ノ中ニハ共產主義ノ思想ガアルト云フコトモ、認メタノデアリマス」(同委員会での東郷實政府委員の答弁)⁽⁶³⁾と答弁されている。瀧川問題に対しては厳しく、林問題に対しては抑制的なダブル・スタンダードが採用されていることは明らかである。

検事に対し強制処分権を付与することについても次のように質問されている。

検事が治安維持法ノ事件ニ依ツテ、勾留状マデモ発スルコトガ出来ルト云フコトハ、是ハモウ非常ナ我国ノ刑事手続ノ上デハ大変革デアル、是ハハツキリドウ云フ理由デアルト云フコトヲ私ハ次回ニ承リタイ(二月二日の委員会での原夫次郎委員の発言)⁽⁶⁴⁾

その背景に伏在しているのは不当な検挙ないし警察取調べにおける人権蹂躪問題ではないかとして、この点について「如何ニ出鱈目ノ検挙ヲシテ居ルカ、サウシテ其人達ハ如何ニ酷イ目ニ遭ツテ居ルカ、……何等關係ノナイ者ガ、二萬三千餘人出タト云フナラバ、如何ニ検挙ガ出鱈目デアルカ、……間違ノナイコトヲ期サレル御考ハナイカドウカ」(二月一六日の委員会での松谷委員の発言)⁽⁶⁵⁾等と質問されている。これに対する小山大臣の答弁は、「人権蹂躪等ノ事ノナイヤウニ致シタイト思ツテ居リマス、其一ツノ片割レガ、今度ノ検事ノ勾留ト云フコトヲ認ムル理由ニナツタ譯デアリマス、……只今御話ノ岩田、小林ノコトニ付キマシテハ、御話ノヤウナ、殺ストカ、虐待シテドウシタト云フヤウナコトハナイト云フコトヲ承ツテ居リマスガ、今ノ警察官ガ時ニ失当ナ行

為ラスルコトニ付キマシテハ、常ニ監督注意ハ怠ラズニ居ルノデアリマス」(同委員会の答弁)⁽⁶⁶⁾等というものであった。検事に強制処分権を付与し、警察官に対する指導を強化させることによって問題解決が図れるというのが司法省の態度であった。しかし、これによっても検事による不当検挙をどうするのかという問題は残されていた。

このような危惧から、「第三條第四條ノ罪ニ該ル被疑事件ノミニ付テ、検事ガ勾引状ヲ発スルコトガ出来ルト云フヤウナコトニシテ、第八條ダケヲ削除シタラドウカト云フ考ヲ有ツテ居ルノデアリマス」(三月七日の委員会での益谷委員の発言)⁽⁶⁷⁾という提案がなされているが、これも「其勾引勾留ニ関シテ、第八條ヲ置ク必要ヲ實ハ痛感シテ居ル次第デアリマス」(同委員会での木村政府委員の答弁)⁽⁶⁸⁾として即座に退けられている。

刑事手続の特例についてはこの他、「此法條(第十七條—引用者)ヲ設ケテ、其(被告人ノ—引用者)供述カラ証拠力ヲ確保シタイ意味デアル、……左様ニ承知シテ宜シイゴザイマスカ」(二月二二日の委員会での一松委員発言)⁽⁶⁹⁾という質問があり、木村政府委員から「サウデス」と答弁されている。検面調査に証拠能力を付与することも今回の治安維持法改正の目的であることが分かる。

保護觀察の新設についても、非刑罰化という観点から「司法省ハ単ニ治安維持法ノ違反者ニ對シテハ刑罰問題バカリデナク、一步進ンデ之ヲ保護シテ行クト云フコトノ大體ノ御方針ニ付テハ私共共鳴ラシテ居ルモノデアリマス」⁽⁷⁰⁾と評価しつつも、他方で、次のような厳しい質問が飛んでいる。

保護委員ハ如何ナル組織ニ為サル積リデアルカ、如何ナル者ヲ以テ保護委員ヲ組織ラシテ、而シテ其委員会ナルモノ、監督ハドウ云フ風ニ為サルノデアリマスカ、……ソレカラ此保護ノ手段ハドウ云フ手段ニ依ツテ為

サレルノデアルカ、……ソレカラ此保護団体トシテ現ニ認メテオイデナルカ、……此保護観察ナルモノハ全部検事ノ監督ノ下ニ於テヤル、司法官憲ノ下之ヲオヤリニナル御信念デアリマスカ、……寧口内務省ノ方ノ關係デ保護観察ヲスルト云フコトガ、全般ノ場合ニ於テ適用ニナル範圍ガ広イノデハナイカト、又其方ガ適切デナカラウカト云フ風ニ考ヘラレル、……此點ニ付キマシテハ、司法省ノ御意見ト内務省側ノ御意見トヲ承ツテ見タイト思ヒマス」(三月二日の委員会での添田委員の発言)⁽⁷¹⁾

保護観察制度ガ、悪法ノ呼ハリヲ受ケルヤウナ結果ニナルノデハナカラウカ、之ヲ吾々ハ憂慮シテ居ルノデアリマス……、観察ノ仕方ガ悪イ結果、転向ヲ完全ニスルコトガ出来ナカッタ、若クハ執行猶子ノ期間中ニ再ビ罪ヲ犯スヤウナコトニナリハシナイカ、ソレヲ憂慮スルカラ、其辺ニ對シテノ政府ノ対策ヲ具体的ニ承ツテ置キタイ、……此司法保護委員ニハドウ云フヤウナ人ヲ御任命ニ相成ルト云フヤウナ御考デアリマスカ(三月六日の委員会での一松委員の発言)⁽⁷²⁾

仮釈放ヲサレタ者、或ハ刑ノ執行ヲ停止サレタル者、斯ウ云フ者ニモ保護観察ノ必要ガアルヤウニ私ハ思ヒマスガ、之ヲ除カレタノハ、何カ深い理由ガアリマスルカ(同委員会での小林委員の発言)⁽⁷³⁾

少年保護ノ制度ノ其経験ヲ其儘之(治安維持法ノ保護観察―引用者)ニ持ツテ来タヤウニ御話致サレタノデアリマスガ、私ハソレハ余程考ヘ物デハナイカト思フ(同委員会での松田竹千代委員の発言)⁽⁷⁴⁾

(保護観察ノ委託先ノ―引用者)病院ダトカ寺院デアリマスト、……比較的現在ノ新シイ学問ニ付テ何等ノ理解ヲ有ツテ居ラヌノデアリマス、何等ノ理解ヲ有ツテ居ナイモノニ預ケマシテ、果シテ遷善改過ノ實ヲ挙げ得ルカドウカ(同委員会での松谷委員の発言)⁽⁷⁵⁾

これに対して、司法省はもちろん、内務省の方からも、「吾々ニ致シマシテモ此（保護観察―引用者）制度トシテハ、先ズ検事ガ其衝ニ該ルト云フコトガ一番適切ナコトダラウト思ツテ居リマス」（三月二日の同委員会での松本政府委員（内務省警保局長）の答弁⁽⁷⁶⁾）と改正案支持の答弁がなされている。これによれば、「保護」観察と銘打たれているものの、その実質は保護「観察」にあつたことが容易にうかがい知れよう。議員からの警察監視の再現になるのでは、あるいは運用如何はといった憂慮に対しても、次のように否定されている。

少年保護法ノ保護観察ト同一ノ趣旨デ之ヲ行ツテ行クト云フ考デアリマス、……昔ノ（警察―引用者）監視ノ再現ヲ防グガ為ニ、一切警察官ノ手ヲ掛ケズシテ、其将来ノ適法生活ヲ保障シヤウト云フ制度ガ、所謂少年保護法ノ保護観察制度デアリマス、其趣旨ヲ此処ニ持ツテ参ツタノデアリマスカラ、今仰セニナツタヤウナ方面ニ弊害ノ起ルト云フコトハ絶対ニナイ、サウ云フコトハヤラナイ積リデアリマス、……此事業ニ携ハル人ニ對シテハ、出来得ルダケ温情ト精神的薰陶ヲ與フルヤウニ努メサセタイト云フ考デアリマス（三月六日の委員会での木村政府委員の答弁⁽⁷⁷⁾）

此方面（仮釈放ヲサレタ者等―引用者）ニ於テハ普通ノ免囚保護ノ機關デ十分ダト云フ考ヲ持ツテ居リマス（同委員会での木村政府委員の答弁⁽⁷⁸⁾）

予防拘禁の新設についても次のような質問が出されている。

私ハ此予防拘禁等ノ規定ト憲法ノ關係ニ付テ聊カ疑問ガアリマスノデ、御尋致シタイノデアリマスガ……何

故二人権ニ至大ノ影響アル此拘禁ヲサレルノデアリマセウ、私ハ茲ニ憲法上違反等ノ重大ナル問題ヲ生ズル憂ハナイノデアルカト云フコトヲ實ハ疑ツテ居ルノデアリマス（二月一六日の委員会での三上委員の発言⁽⁷⁹⁾）

予防拘禁……、是ハ實ニ又大変革デアツテ、……是ハ私設裁判所デアツテ、天皇ノ名ニ於テノ裁判デハナイ、検事ガ書面ヲ出シテ決定ヲ経テ拘禁スル、ドウモ是ハ我国ノ裁判制度ニ対シテハ非常ナ暗影ヲ来スモノト言ハナケレバナラナイ、……治安維持法ノ犯罪人が悪イト云フコトデ、斯ウ云フ非合法ナコトヲ遂行シヤウト云フコトハ、……是ハ非常ナ間違ッタ立法事業デハナイカト私ハ思フ、斯ウ云フコトヲスルナラバ、……不定期刑ノ制度デモ採ルガ宜イト云フコトハ、一般ノ刑事政策ノ見地カラ刑法学界デハ多年議論ニナツテ居ル所デアアル（二月二二日の委員会での原夫次郎委員の発言⁽⁸⁰⁾）

予防拘禁ニ付テ伺ヒタイト思ヒマス、……刑務所ヲ御利用ニナルノデアラウト思フノデスガ、是ハ既決囚ト同ジ扱ヲサレルノデスカ、或ハ既決囚ノ中ノ所謂独房トカ雑房トカラ御使ヒニナルノデアルカ、……只今ノ原委員カラ予防拘禁ノ制度ニ付テ御意見ガアリマシタガ、私頗ル同感デアリマシテ、私ハ此予防拘禁ハ非常ニ誤ツタ制度デアルト思ツテ居ル、何処マデモ不定期刑ニ行クベキモノデアルト思ツテ居リマス（同委員会での小林委員の発言⁽⁸¹⁾）

何カ他ノ方面デソレ（予防拘禁―引用者）ト同様ナ成果ヲ挙ゲルヤウナ方法ガナカラウカドウカ（二月二二日の委員会での高見委員の発言⁽⁸²⁾）

真正面カラ私ハ悪ヒトハ思ヒマセヌ、仕方ガナイ、非常手段ダト思ヒマスケレドモ、唯疑問ニ思ヒマスルノハ、此二十七條ノ決定、……検事萬能ニナツテシマツテ居ルノデアリマス、……人権ノ極端ナル蹂躪ニナルト云フ危険ガ多分ニ含マレテ居ルノデゴザイマス、……茲ニ何カ被告ノ―被告ト云フ言葉ハ適當デナイカモ知レ

マセヌガ、被告ノ利益ヲ擁護スル所ノ途ヲ開ク必要ガアリハシナイカ、……弁護士ヲ用ヒルト云フヤウナ方法ヲ講ズル必要ハナイカト思フノデアリマス（同委員会での藤田委員の発言）⁽⁸³⁾

（此予防拘禁ハ―引用者）現行法ノ採ツテ居ル制度ト較ベテ、著シク人權ヲ輕視シタ傾キガアルト私ハ考ヘルノデアリマス、……際限ナク拘禁スルコトノ出来ルヤウナ制度ニナツテ居リマス、……之ヲ少シ改メサヘスレバ吾々ノ疑ツテ居リ、若クハ心配シテ居ルヤウナコトガ取除カレルノデハナカラウカ、……安ンジテ此拘禁制度ヲ認メルコトガ出来ルヤウニ私ハ考ヘルノデアリマス、……監獄ノ中ニ、而モソレニ分界ヲ設ケテ其処ニ収容スルト云フヤウナコトハ、改過遷善ノ實ヲ挙げサセル為メノ予防拘禁トシテハ適當ナル處置デハナイト私ハ思フ、……（予防拘禁ノ期間ヲ―引用者）初メカラ二年ト云フヤウナコトニセズ、不定期間ヲ定メテ、不定期間中ニ、何時デモ改過遷善ノ實ガ挙リ、転向ガ十分デアルト認メラレタナラバ、退所セシムルコトガ出来ルト云フヤウニシタ方が、……必要デアルト思フノデアリマスガ、之ハ如何デセウ（三月六日の委員会での一松委員の発言）⁽⁸⁴⁾

茲ニ二ヶ年トナツテ居ルガ、其改悛ノ状、転向ノ誠意ガ認メラレナケレバ一生出サナイト云フ規定ノヤウニ心得マス、所謂終身刑ト同一ノ効果アル規定ノヤウニ考ヘラレマスガ、其通りデゴザイマスカ、……此規定（第二十六條―引用者）ニ限ツテ意思ヲ処罰スル、是ハ如何ニモ私ハ不当ナ規定ノヤウニ考ヘルガ、其點ニ關スル御意見ハ如何デアリマスカ、……サウスルト結局此予防拘禁者ト既決囚トハ同一ノ方法ヲ用ヒル、同一ノ考デヤルト云フコトニ御聽キシテ宜シイノデゴザイマスカ、……（同委員会での松谷委員の発言）⁽⁸⁵⁾

普通刑法ニ於テモ罰セラレタル治安維持法違反以上ノ大逆罪ニ付テハ、サウ云フ予防拘禁ナント云フコトハシナイデ宜シイノカ（同委員会での原夫次郎委員の発言）

更新ハシテモ宜シイガ、……制限ヲ設ケラレルヤウナコトハ出来ナイモノデスカ（同委員会での平島委員の発言⁽⁸⁶⁾）

これに対して、國務大臣や政府委員から次のように答弁されている。

或ル年限ノ間罪ヲ犯ス虞アルコト顯著ナル者ニ對シテ、而モソレガ国體変革ヲ目的トスル不逞過激ナル者ニ對シテノミ、予防拘禁ヲスルト云フナラバ、實質上私ハ憲法違反ニナラヌト思フ、行政処分或ハ勅令ヲ以テヤルト云フコトデアリマスナラバ議論ニナリマス、法律ナラバ憲法違反ト云フ議論ハ起ラナイト思ツテ居ルノデアリマス（二月一六日の委員会での小山大臣の答弁⁽⁸⁷⁾）

是ハ……刑ノ執行デアリマセヌノデ、……理想カラ申シマスレバ、經費ガ許スナラバ、特別ニ拵ヘナケラレバナラヌモノデアラウト思ヒマス（二月二一日の委員会での小山大臣の答弁⁽⁸⁸⁾）

予防拘禁ニ付キマシテハ、司法省内ニ於キマシテモ不定期刑ヲ採ルガ宜イカ、予防拘禁ヲ採ルガ宜イカト云フコトニ付キマシテハ、可成リ議論モアリ、研究モ遂ゲマシタガ、結局……諸種ノ事情ヲ研究シマシタ結果、予防拘禁ノ制ヲ可ナリト認メマシテ、此制ヲ採ルコトニナツタノデアリマス、……勿論非常ニ異例デアリマスカラ、是モ国體変革ニ限ツテ此制度ヲ適用スルト云フコトニシマシテ、単ニ私有財産制度ノ方面ノミノ運動ニハ、此制度ヲ適用シナイ、斯ウ云フコトニ致シタノデアリマス（同委員会での木村政府委員（司法省刑事局長）の答弁⁽⁸⁹⁾）

私共ノ考デハ、御シヤルヤウナ弊害ヲ生ズルト云フコトハ、大體ニ於テアルマイト云フ觀念ヲ持ツテ居リマ

ス(二月二二日の委員会での木村政府委員の答弁)⁽⁹⁰⁾

之ハ非常ナ非常立法デアルト云フコトヲ先ズ諒解ヲ願ヒタイ、……長期間拘禁シナイデモ十分目的ヲ達シ得ラレルモノデアラウト信ジテ居リマス、……此予防拘禁ハ一種ノ予防施設デアリマシテ、刑罰デアハリマセヌ、……我國ノミナラズ、英國、独逸等ニモ矢張サウ云フ趣旨デ保安的拘禁ヲシテ居ル制度ガ存シテ居ルト云フコトヲ申上ゲテ置キマス、……広義ニ於ル行政處分デアリマス、……(予防拘禁者ト既決囚トハ一引用者)改善ノ方法ガ大体同ジデアルト云フコトハ申上ゲテ宜シウゴザイマスガ、一方ハ刑罰、一方ハ予防拘禁デアリマスカラ、予防拘禁ノ取扱方ノ方ガ非常ニ緩和サレタ方法、自由ナ方法ニ依ツテ行ヒ得ルト云フコトヲ申上ゲマス、……予防拘禁所ヲ設置スル積リデ、其方ニ努力シタイト考ヘテ居リマス(三月六日の委員会での木村政府委員の答弁)⁽⁹¹⁾

その他の論点として、朝鮮、台湾の状況についても、「内地ニ於テモ昭和七年、八年(治安維持法違反事件ノ一引用者)受理件数が非常ニ多イノハ、ドウイツタ譯カ、ソレカラ朝鮮及台湾、此辺ガ意外ニ昭和七年、八年ト云フ風ニ非常ニ多クナツテ昭和七年ノ如キハ、受理人員四千三百八十ト云フ位ニナツテ居ル、是ハ一体ドウ云フヤウナ原因カラ……ナツタモノデアルカ」(二月二二日の委員会での高見委員の発言)⁽⁹²⁾ といふ質問がなされている。これに対して、「朝鮮台湾ノ方ハハツキリ申上ゲ兼ネマスガ、……(内地ノ方ハ一引用者)全協ニ加入シテ居ル人間、或ハ全協ノ首脳部ニアル人間ハ、直チニ之ヲ検査シテ、其罪跡ヲ明瞭ニスルコトガ出来タト云フ結果ニ立至ツタノデアリマス、極力検査ノ手ヲ伸バシタ結果、表ニ現ハレテ居ルヤウナ増加率ヲ示シタノデアリマス」(同委員会での木村政府委員の答弁)⁽⁹³⁾、「満州事変ノ結果、民族自決ノ氣風ガ朝鮮ノ一部ニ又強クナツテ来テ居ル

ト云フコトハ事実デアリマス、只併シソレハ極ク一部ノモノニ過ギナイノデアリマシテ、……民心ハ寧ロ平穩ニ赴キツアルト云フコトヲ言ツテ差支ナイト思ヒマス、……台湾ニ於キマシテモ矢張傾向ハ大体同ジデアリマス、外郭運動ガ最近非常ニ盛ニナツテ参リマシテ、其結果檢挙数ガ殖エテ居リマス」(三月三日の委員会での生駒政府委員(務務省管理局長)の答弁⁹⁴)と答弁されている。

治安維持法で用いられた概念の解釈の難しさについても、改めて、「日本ノ国體ニハ、何處ニモ類例ノナイ一ツノ独自性ガアル、特異性ガアル、……其ノ独自性カラ日本ノ国體ノノ尊嚴ト云フモノハ生レテ来ル、ソコデ私ハ政府ガ本案ニ於テ国體ノ意義ト云フコトニ對シテ、ドウ云フ御解釈ヲ御興ヘニナツテ居ルカト云フコトヲ御伺致シマス」(二月二日の委員会での松田委員の発言⁹⁵)という質問に関わつて、小山大臣の方から「ドウ云フコトカト云フコトハ、分ツテ居ルヤウデ説明ノ出来ナイ言葉デアリマス、……ムツカシイ問題デアリマスカラ、之ヲ以テ完全ナ説明ダトハ申上げ兼ねマスガ、国體ノ説明ヲシマシタナラバ、幾ラデモ云フコトガアル、……ソレダケ申シテ置キマス」(同委員会での答弁⁹⁶)というように吐露されている。刑法の明確性原則よりも取締りの必要性を優先させた結果がこういふことになったという反省は当然のことながら見られない。

最後の三月一五日の委員会では質疑の後、討論に移つた。討論の中では益谷秀次⁹⁷、藤田若水⁹⁸の両委員から修正案が提出された。益谷の修正案および希望条項は次のようなものであつた。⁹⁹

第十四條中「捜査上必要アリト思料スルトキ」ト云フ言葉ヲ、「急速ヲ要シ判事ノ勾引状ヲ求ムルコト能ハザルトキ」ト云フコトニ改メタリ

又第十六條第一項中「被疑者ヲ勾引スルコトヲ得ベキ原由アル」ノ下ノ「トキハ」ヲ削リ、「場合ニ於テ地

方裁判所ノ判事ノ勾留状ヲ求ムルコト能ハザルトキハ地方裁判所ノ検事ハ」ト云フ文字ヲ加ヘタイノデアリマス

第二十七條第二項「裁判所ハ本人ノ陳述ヲ聴キ決定ヲ為シベシ」トアルヲ「本人ハ弁護人ヲ選任スルコトヲ得」ト改メマシテ、更ニ第二項ヲ加ヘマシテ、「裁判所ハ本人及弁護人ノ意見ヲ聴キ決定ヲ為シベシ」ト修正致シタイノデアリマス

第三十條中「予防拘禁ニ付セラレタル者ハ監獄内ノ特ニ分界ヲ設ケタル場所」トアルノヲ削除致シマシテ、「予防拘禁ニ付セラレタル者ハ適當ナル施設」ト改メタイノデアリマス

第三十一條第一項中「二年」トアルヲ「二年以内」ト云フコトニ改メタイノデアリマス

附則第三十八條の次ニ左ノ一條ヲ加ヘテ、之ヲ第三十九條ト致シ、第三十九條ヲ第四十條ト改ムルノデアリマス、即チ第三十九條「予防拘禁ニ付セラレタル者ハ当分ノ間監獄内ノ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ之ヲ収容スルコトヲ得」

斯様ニ修正致シタイノデアリマス、而シテ私ハ……重大ナル意味ヲ包含スル希望条項ヲ本案ニ對シテ附シタイノデアリマス、……

私共ハ希望条項ト致シマシテ

現世ノ世相ニ鑑ミ政府ハ宜シク朝憲ヲ紊乱セムトスル暴力行為ヲ嚴重ニ取締リ且之ニ関スル適當ノ制裁法規ヲ立案シテ速ニ帝國議會ニ提出スベシ

之ヲ強イ意味デ以テ要求致スノデアリマス

治安維持法の改正を支持する立場からの修正案だということは改めて詳述するまでもなからう。藤田の修正案も、「政府ノ提案セラレマシタル本案ハ、頗ル時宜ニ適シタル所ノ改正法律案ト思ツテ居リマス」という立場からなされたものであった。ただし、「現世ノ世相ニ於テ左傾ノミヲ取縮ラズ、右傾ノ極説ナル者ニ對シテモ之ヲ取縮ル方法ヲ講ジナケレバナラヌ必要ニ差迫ツテ居リマス」というのが提案理由で、次のような修正案及び希望条項が提案された。⁽¹⁰⁾

本條の第十條ノ次ニ左ノ一條ヲ加ヘタイノデアリマス

第十一條 朝憲ヲ紊乱スル目的ヲ以テ多数共同シテ人ノ生命身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ実行セント

シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

前項ノ目的ヲ以テ騷擾暴行其他生命身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ

禁錮ニ処ス

サウシテ第十一條以下順次、繰下ゲマス、原案ノ第十一條デアリマスガ、繰下ゲル結果、第十二條ニナリマスガ、ソレニ「前三條」トアリマスヲ「前四條」ト改ムルモノデアリマス、今一ツ希望条項ヲ申上ゲテ置キタイ、即チ政府ハ時局ニ鑑ミ矯激ナル思想醸成ノ眞因ヲ探究シ速ニ之ガ根本対策ヲ樹立斷行スベシ

採決の結果、益谷の修正案及び希望条項は賛成多数で可決され、藤田の修正案及び希望条項は賛成少数で否決となった。委員会の質疑では右翼を取り締ることの必要性が多くの委員から繰り返し発言されたが、委員会の採決では藤田の修正案は何故か否決された。政府原案についても益谷の修正案以外の部分は賛成多数で可決とされ

た。

三月一六日に開催された衆議院本会議では、法律案の第一読会が続会とされ、委員長報告の後、質疑が行われた。ただし、益谷議員の修正案及び希望条項と藤田議員の修正及び希望条項についての討議は第二読会で行うこととし、直ちに第二読会を開くことが提案され、「異議ナシ」でそのように決せられた。

第二読会では議案全部が議題とすることとされ、討論が行われた。各議員から新たに修正案等が提出されたが、採決の結果、すべてが否決され、委員長報告の通り決することとされた。第二読会はこれで終了とされ、第三読会を直ちに開くことが了承された。

第三読会でも議案全部が議題とされ、直ちに採決に入り、第二読会の議決の通り決することとされた。⁽¹⁰⁾

ちなみに、貴族院治安維持法改正法律案特別委員会が衆議院の希望条項の扱いについて質問された小山司法大臣は、「政府ノ方カラ今立案シテ直ニ提出スルト云フ考ハ持ツテ居リマセヌ⁽¹¹⁾」と答弁している。

5 貴族院での審議

益谷議員の修正案及び希望条項を付加された法律案は衆議院から貴族院に送られ、一九三四年（昭和九年）三月一七日の本会議で議題とされ、第一読会が開かれた。付議された改正法律案は次のようなものであった。

治安維持法改正法律案（小文字及一ハ衆議院ノ修正ナリ）

治安維持法

第一章 通則

第一條 本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ刑事手續其他ニ関シ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ例ニ依ル

第二條 本法ハ何人ヲ問ハズ本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二章 罪

第三條 国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役若ハ禁固ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ処ス

第四條 前條ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

第五條 第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ一年以上七年以下ノ懲役ニ処ス

第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シタル者ハ六月以上五以下ノ懲役ニ処ス

第六條 第三條ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

第七條 前四條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ若ハ其ノ他ノ方法エヲ以テ便宜ヲ興ヘタル者又ハ情ヲ知りテ之ヲ受ケタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第八條 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者若

ハ結社ノ目的遂行ノタメニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

第九條 前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第十條 第八條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第十一條 前三條、第四條乃至第八條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ若ハ其ノ他ノ方法エヲ以テ便宜ヲ興ヘタル者又ハ情ヲ知りテ之ヲ受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第十二條 第三條、第四條及第八條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十三條 本章ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第三章 刑事手続

第十四條 第三條、第四條及第八條ノ罪ニ該ル秘義事件ニ付被疑者左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ捜査上

必要アルト思料スルトキハ(急速ヲ要シ判事ノ勾引状ヲ求ムルコト能ハザルトキハ)地方裁判所ノ檢事ハ直

ニ被疑者ヲ勾引スルコトヲ得

一 被疑者定リタル住所ヲ有セザルトキ

二 被疑者罪証隱滅スル虞アルトキ

三 被疑者逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ

四 被疑者変名シ又ハ仮名ヲ使用スル虞アルトキ

第十五條 勾引シタル被疑者ハ指定セラレタル場所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ之ヲ訊問スベシ其ノ時
間内ニ勾留状ヲ發セザルトキハ被疑者ヲ釈放スベシ

第十六條 第十四條ノ規定ニ依リ被疑者ヲ勾引スルコトヲ得ベキ原由アルトキ（場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ
勾留引状ヲ求ムルコト能ハザルトキハ）ハ之ヲ勾留スルコトヲ得被疑者ノ勾留ハ前条ノ規定ニ依リ被疑者ヲ
訊問シタル後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ被疑者逃亡シタル場合此ノ限りニ在ラズ

第十七條 前條ノ規定ニ依リ勾留シタル被疑者ハ必要アリト思料スル場合ニ限り之ヲ訊問スルコトヲ得

第十八條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アルトキハ一回限之ヲ更新スルコトヲ得

第十九條 勾留ノ事由消滅シ其ノ他勾留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルトキハ速ニ被疑者ヲ釈放スベシ

第二十條 刑事訴訟法中被告人ノ勾引及勾留ニ関スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ノ勾引及勾留
ニ付之ヲ準用ス但シ保釈、責付及執行停止ニ関スル規定ハ此限りニ在ラズ

第二十一條 本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對スル被告事件公判ニ付サレタル場合ニ於テ検事必要アリト認メルトキ
ハ事件ノ係属スル裁判所及移転裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ニ管轄移転ノ請求ヲ為スコトヲ但シ第一回
公判期日ノ指定アリタル後ハ此ノ限りニ在ラズ

前項ノ請求アリタルトキハ決定アル迄訴訟手續ヲ停止スベシ

第四章 保護觀察

第二十二條 本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ノ執行猶予ノ言渡アリタル場合又ハ刑事訴訟法第二百七十九條ノ
規定ニ依リ公訴ヲ提起セザル場合ニ於テ検事必要アリト認ムルトキハ本人ヲ保護觀察ニ付スルコトヲ得

第二十三條 保護觀察ハ本人ヲ司法保護委員ノ觀察ニ付シ、保護者ニ引渡シ又ハ寺院、教会、保護団体、病院

若ハ適當ナル者ニ委託若ハ送致シテ之ヲ為ス

第二十四條 保護觀察ヲ行フニハ本人ノ更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止シ且本人ヲシテ生業ニ従事セシムルコトニ留意スベシ

第二十五條 司法保護委員及保護觀察ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム

第五章 予防拘禁

第二十六條 第三條又ハ第四條ノ罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタル者其ノ執行ヲ終リ釈放セラルベキ場合ニ於テ釈放後ニ於テ更ニ同章ニ掲グル罪ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキハ裁判所ノ検事ノ請求ニ因リ本人ヲ予防拘禁ニ付ス

第二十七條 前條ノ規定ニ依ル予防拘禁ノ請求ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ検事其ノ裁判所ニ之ヲ為スベシ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ本人ノ陳述ヲ聽キ決定ヲ為スベシ(本人ハ弁護人ヲ選任スルコトヲ得裁判所ハ本人及弁護人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スベシ)

第二十八條 予防拘禁ニ付スル旨ノ決定ニ對シテハ本人ヨリ即時抗告ヲ為スコトヲ得但シ此抗告ハ裁判ノ執行ヲ停止スル効力ヲ有セズ

第二十九條 刑事訴訟法中決定ニ関スル規定ハ第二十七條第二項ノ決定及前條ノ即時抗告ニ付キ之ヲ準用ス

第三十條 予防拘禁ニ付セラレタル者ハ監獄内ノ特ニ分界ヲ設ケタル場所(適當ナル施設)ニ之ヲ収容シ改悛セシムル為必要ナル処置ヲ為スベシ

第三十一條 予防拘禁ノ期間ハ二年トス特ニ必要アル場合ニ於テハ裁判所ハテ之ヲ更新スルコトヲ得

第二十七條乃至第二十九條ノ規定ハ前項ノ更新ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十二條 予防拘禁ハ刑ノ執行終了後引續キ之ヲ執行ス

刑事訴訟法中裁判ノ執行指揮ニ関スル規定ハ前項ノ執行ニ之ヲ準用ス

第三十三條 予防拘禁ニ処セラレタル者其ノ執行ニ依リ著シク健康ヲ害スル虞アルトキ其ノ他重大ナル事由アルトキハ予防拘禁ノ決定ヲ為シタル裁判所ノ検事又ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ検事ノ指揮ニ依リ予防拘禁ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第三十四條 予防拘禁ニ処セラレタル者逃走シタルトキハ検事ハ直ニ逮捕状ヲ發シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ發セシムルコトヲ得

刑事訴訟法中逮捕状ニ関スル規定ハ前項ノ逮捕状ニ之ヲ準用ス

第三十五條 予防拘禁ニ処セラレタル者収容後其ノ必要ナキニ至リタルトキハ行政官庁ノ処分ヲ以テ退所セシムベシ

前項ノ処分ヲ為スニハ刑務委員会ノ議ヲ經ルベシ

第三十六條 刑務委員会及予防拘禁ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム

附則

第三十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條 本法ハ本法施行前従前ノ規定ニ定メタル罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ改正規定ニ定ムル刑ガ従前ノ規定ニ定メタル刑ヨリ重キトキハ従前ノ規定ニ定メタル刑ニ依リ処断ス

予防拘禁ニ関スル規定ハ従前ノ第一條第一項ノ罪ニ付テ本法施行前ニ処セラレタル者ニ亦之ヲ適用ス

第三十九條 第三十條 予防拘禁ニ付セラレタル者ハ当分ノ間監獄内ノ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ之ヲ收容スルコトヲ得

第三十九(四十)條 本法ニ於テ地方裁判所ノ検事トアルハ朝鮮ニ於テハ地方法院ノ検事トス

三月一七日の貴族院本會議での第一読会では、衆議院本會議と同様に冒頭で小山司法大臣から法律案提出の理由説明があり、これを受けて質疑が行われた。大河内輝耕、岩田宙造⁽⁹⁸⁾、丸山鶴吉⁽¹⁰⁴⁾、井田磐楠の各議員から質問があつたが、質問のほとんどは次のように国家社会主義者による暴力行為の取締り問題に集中した。

思想ノ潮流ニ付キマシテ、政府ノ御認識ガ、何カ少シ斯ウ足リナイヤウナ感ガアリマス、多少物足リナイヤウナ感ガゴザイマス、……是(国家社会主義―引用者)ガ現今一番警戒ヲ要スル所ノ過激思想ノ大体ノ潮流デハナイカト私ハ思フ、ソレデ今治安維持法ガ改正サレタニ付キマシテモ、斯ウ云フ思想ニ對シテハ、政府ニ於カレテハ最モ御注意下サツテ、之ヲ善處セラレル、之ノ善導ニ努メラレル、……取締ニモ努メラレルト云フコトガ、必要ナコトデアラウカト存ジマス、……治安維持法ハ、出テ見タ所ヲ見マスルト、……法文ノ上ニ物足ラナイ所ガアルヤウニ存ジマス、……衆議院アタリデ修正案ガ出タリ、希望決議案ガ出タリシタダラウト存ジマスガ、其點ニ付キマシテハ、今後政府竝ニ皆様方ノ御研究ヲ御願致シマス(大河内議員)⁽¹⁰⁵⁾

政府ニ於テハ此方面(国家社会主義―引用者)ニ付テモ十分ナ取締ヲスル考ダト云フコトヲ述ベラレテ居ラレルヤウデアリマスガ、一体此取締ノ規定ヲ法案ノ中ニ入レラレナカツタノハ、ドウ云フ理由デアリマスカ、又其取締ニ付テハ早晚何等カノ規定ヲ設ケラルル御考デアリマスカ、取締法ヲドウ云フ形デ制定サレル御考デ

アリマスカ、……本當ニ此治安維持法ノ規定ニ代ハルベキ何等カノ取締法ヲ制定サレル意思ガアリマスルノデアリマスカドウカ（岩田議員）⁽¹⁰⁶⁾

尚ホ一ツ怖ルベキ大キナル思潮ハ、暴力是認ノ思潮デアルト申サナケレバナラヌノデアリマス、此思潮ガ今日著シク蔓延ヲ致シテ居ルノデアリマス、……折角此時期、此際ニ改正サレル其改正案ノ中ニ、一言モ此點ニ付テ触レラレナカツタト云フコトニ對シマシテハ、私ハ甚ダ遺憾ノ意ヲ表スルノデアリマス、……暴力是認ノ思想ヲ取締リニナル所ノ特別ナル法律ヲ御提案ニナラナカツタカ、重ネテ此點ヲ司法大臣ニ御伺ヲ申上ゲル次第デアリマス（丸山議員）⁽¹⁰⁷⁾

我國ハ決シテ国家社会主義デモナケレバ、又ソレヲ引ツ繰返シタ社会国家主義デモナイノデアリマス、……此暴力行為ノ取締ト云フコトニ付テハ、深ク思ヲ共產党ノ暴力事件ノ中ニ潜メテ、而シテ其取締条項ヲ規定サレルコトガアルナラバ、其點ニ思ヲ潜メナケレバナラヌト云フコトヲ私ハ考ヘテ居ルノデアリマスガ、此件ニ付テノ司法大臣ノ御考ハ如何（井田議員）⁽¹⁰⁸⁾

通告のあつた質問が終わつたことから、質問は終局とされ、治安維持法改正法律案特別委員会に付託すること及び委員は議長が指名する二五名とすることが決せられた。委員長には一條實孝、副委員長には山岡萬之助が選ばれた。これにより、小松司法大臣と相俟つて、特別委員会での議論は思想検事が牽引することになった。

特別委員会は三月二〇日、二二日、二三日、二四日、二五日というように、衆議院ほどではないが、五回にわたつて開催された。委員会でも、本会議と同様に、次の発言にもみられるように、国家社会主義の過激な運動を取り締めることの必要が強調された。

私ハ本会議デモ申上ゲマシタヤウニ、右翼トカ左翼トカト云フヤウナコトハ眼中ニ置キマセヌノデアリマシテ、今日本ノ社会デ最モ憂フベキモノ一ツハ、暴力ニ依ツテ社会ノ根本機構ヲ革正シヤウト云フ此思想ガ漸次蔓延イタシマスコトガ、是ガ非常ナ危険ナコトデアアル、之ヲ此儘ニシテ置キマスコトハ、将来重大ナル結果ヲ将来スルト云フコトヲ頻リニ心配シテ居ル者ノ一人ナデアリマス、サウ言ツタ運動ハ一般法デ取締ガ出来ルト云フノデアリマスガ、……国體変革ヲ考へ、私有財産制度ヲ否認スルト云フヤウナ考ト同ジ程度ニ取締ルコトガ、是ガ目下必要デハナイダラウカ、此コトヲ私ハ考ヘテ居ルノデアリマシテ……(三月二〇日の委員会での丸山鶴吉委員の発言)¹¹⁰

国家社会主義の取締問題の外、予防拘禁の新設についても委員から次のような疑問が出された。

斯ウ云フ重大ナル處分ヲスル其性質ハ行政處分デアルト云フコトニ對シテ、國務大臣ガ責任ヲ帯ビルモノガナイト云フコトハドウ云フモノデアラウカ(三月二三日の委員会での小野塚喜平次委員の発言)¹¹¹

私ノ考トシマスレバ本人自体ノ問題デアリマスカラ、……必シモ弁護人ヲ選任スル必要ハナイト云フ感じガ致スノデアリマス(同委員会での松平外興慶委員の発言)¹¹²

より本質的な質問は鵜沢総明委員¹¹³から出された。「直ニ物理的ノ危険ガ見エルト云フコトヲ慮ツテ居ルノガ予防拘禁ノ趣旨デアルト思フノデアリマス、……此予防拘禁ノ規定ヲ(治安維持法―引用者)三條、四條ノ如キ場合ニ適用スルト云フコトハ、元來此予防拘禁ノ本質上間違ツテ居ルノヂヤナイカ、斯ウ云フヤウニ考ヘルノデア

リマス」⁽¹⁴⁾という質問がそれであった。

二四日の委員会では懇談会を開くべきだとの意見が出されたことから、休憩後、委員会を再開し、直ちに懇談会に入った。懇談会後の委員会では、委員長から「小委員会ヲ設ケタイト思ヒマス、小委員ノ名前ヲ読上ゲマス、委員長ハ勿論加ハリマスト致シマシテ、山岡（萬之助―引用者）君、井田（磐楠―引用者）男爵、松村（義一―引用者）君、丸山（鶴吉―引用者）君、大塚（惟精―引用者）君、鵜沢（総明―引用者）君、岩田（宙造―引用者）君ノ方々ニ御願ヒ致シタイト思ヒマス、直ニ小委員会ヲ別室ニ於テ開カレムコトヲ希望イタシマス、委員会はニテ休憩イタシマス」と発言があり、別室で直ちに小委員会が開かれた。小委員会が終わったため、委員会が再開されたが、冒頭で次のような委員長報告があつた。⁽¹⁵⁾

只今、小委員会ニ於テ、……段々ト御相談ヲ致シタノデアリマス、真先ニ御相談申上ゲタノガ予防拘禁ノ問題デアリマシテ、……削除スル方ガ宜カラウト云フヤウナ御趣旨ノ御意見モ出タノデアリマス、併シ如何ニモ亦特別ノ妙味モアルカラ、之ヲ存置シテ置イタ方ガ宜カラウト斯ウ云フコトデ、實ハチヨツト対立ノ状勢ニナツテ、暫クソレハ保留イタシマシタ、ソレカラ更ニ第八條ノ私有財産制度ニ関スル規定ヲ第三條ノ方ニ入レルヤウニシタラドウカト云フヤウナ點ニ付テモ、色々ト御考究ガアツタノデアリマスガ、色々又面倒ガアリマスノデ、ソレモ今先ズ第八條ノ條項ヲ何トカ直シテ、サウシテソレニ先達ツテ各委員カラ御心配ニナツタ暴力行為ニ依ル目的遂行ノ件ヲ何トカ挿入シヤウヂヤナイカ、斯ウ云フ所マデ参リマシテ、實ハ今ノ時間ニ到達シテシマツタノデアリマス、……尚ホ小委員会ハ今夜繼續ヲ致シタイト思ヒマス、本日ノ委員会ハ是ヲ以テ散会イ

タシマス

最後の三月二五日の委員会では冒頭で委員長から小委員会の経過及び結果が次のように報告された。⁽¹¹⁶⁾

小委員会ハ……修正案ヲ練リマシタノデアリマス、其結果全会一致デ、此ノ修正案ガ出来上リマシタ、修正案ヲ讀ミ上げマス、第八條「私有財産制度ノ否認」ノ下ニ「シ又ハ憲法ノ定ムル統治組織ノ機能ヲ不法ニ變改」、是ダケノ文字ヲ加ヘタイノデアリマス、即チ之ヲ讀ミマスト、「私有財産制度ヲ否認シ又ハ憲法ノ定ムル統治組織ノ機能ヲ不法ニ變改スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタルハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」、次ニ第九條の第二項二次ノ通り加ハラレタノデアリマス、「前条ノ目的ヲ以テ其目的タル事項ヲ宣伝シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」、次ニ第五章、予防拘禁、之ヲ削除ニナツタノデアリマス、……次ニ整理致シマシテ、元ノ附則ノ第二十七條ハ第二十六條ニ改マリマス、次ニ元ノ第三十八條ガ第二十七條ニ改マリマス、尚ホ此改マリマシタ第二十七條ノ第二項ノ「予防拘禁ニ關スル規定ハ従前ノ第一條第一項ノ罪ニ付テ本法施行前ニ処セラレタル者ニ亦之ヲ適用ス」之ヲ削除ト相成ツタノデアリマス、次ニ衆議院ノ修正ノ第三十九條削除、次ニ第四十條トアリマシガ、第二十八條ニナツタノデアリマス、是ダケノ修正ガ行ハレタノデアリマス

この修正案について、鵜沢総明委員から修正の理由等の説明が行われた。⁽¹¹⁷⁾ そのうち、第五章（予防拘禁）の削除の理由は次のようなものであった。

予防拘禁ノ制度ニ付キマシテハ、……政府ノ御苦心ノ存スル所ハ小委員会ニ於キマシテモ、極メテ深く諒察ヲ致シテ居ルノデアリマス、併ナガラ此制度ガ如何ニモ新ナル試ミデアリ、又他ノ關係ニ於キマシテモ、即チ憲法ノ條章ナリ裁判ノ信用ナリ、政治及道義上等ノ本義ニ照シマシテ、斯ノ如キ制度ヲ樹ツル場合ニハ、各般ノ影響ヲ十分ニ調査イタシマシテ、萬遺漏ナキコトヲ期スルコトガ必要デアラウ、……ソレガ為ニ此短期日間ニ、多クノ問題ヲ持ツテ居ル此案ヲ審議ヲ致シマシテ、不十分ノ點ノアルコトヲ虞レ、尚又此案ニ付テ疑義ヲ申述ベラスト、相当沢山アルノデアリマス、此短期間ニ於ケル審議ハ到底不可能ノコトデアル、……之(予防拘禁―引用者)ヲ設ケルト云フ精神其モノニ對シテハ、深く賛成ノ意ヲ表スル次第デアリマスケレドモ、……尚ホ十分ノ御審議ヲ盡サレテ、而シテモツト適切ナ案ヲ議會ニ提出セラレルコトガ適當デアラウ、斯ウ云フヤウナ趣旨ヲ以テ削除ヲ致シタ次第デゴザイマス

本削除については鵜沢の影響が大きかったといえよう。その後、討論に入ったが、討論では、大塚惟精委員⁽¹¹⁸⁾からも希望決議案が提出された。⁽¹¹⁹⁾ 同決議案は次のようなものであった。

此案ハ予防拘禁制度ノ精神ニ関シテハ深く賛成スル所ナルモ本案ノ規定ハ幾多審議スヘキモノアリト認ムルヲ以テ政府ハ速ニ適切ナル立案ヲナシ改メテ提案セラレムコトヲ望ム

採決の結果、小委員会⁽¹²⁰⁾の修正案及び大塚委員提出の希望決議案が可決され、政府原案についても衆議院議決通り決することとされた。予防拘禁の部分⁽¹²⁰⁾を全部削除するという異例の修正案が可決された。

しかし、この修正をもって過大評価できないことはいうまでもない。貴族院における予防拘禁に関する第五章の削除も鵜沢の存在が大きかったからであり、その鵜沢も予防拘禁制度の新設自体には「政府ノ御苦心ノ存スル所ハ小委員会ニ於キマシテモ、極メテ深ク諒察ヲ致シテ居ルノデアリマス」とされているからである。第八条、第九条の修正も、右翼対策という観点からの修正であつて、治安維持法緊急勅令の議會審議に當つて斉藤隆夫等が採つた立場とは大きく異なつていたのである。

貴族院で修正されたことから、議會最終日の三月二五日、小山司法大臣らの尽力により、治安維持法改正法律案兩院協議會が開催された。⁽¹²¹⁾ 協議會では貴族院の側から貴族院での修正についての説明があつた後、鵜沢から補足説明がなされた。これを受けて質疑がなされた。調整のための小委員会も設けられ、合意形成が図られた。⁽¹²²⁾

この調整について、中澤俊輔『治安維持法』によれば、あくまでも修正を主張する貴族院側と、修正を撤回させようとする衆議院側とは溝が大きく、協議は平行線を辿つたとされる。⁽¹²³⁾ しかし、兩院協議會の経過を見る限りは、衆議院案と貴族院案の調整にてこずつたというよりは、衆議院の各会派間で修正について意見をまとめるのに時間がかつたというのが真実であつた。現に、公爵一條實孝による小委員会の経過報告は次のようなものであつた。⁽¹²⁴⁾

小委員会ニ於キマシテハ、極メテ隔意ナキ御懇談ヲ願ヒマシテ、大体ニ於テ第八條ノ貴族院ノ案ヲ、字句ヲモツト明確ニスルト云フコト、第九條ノ點ニ付テノ修正ヲ考慮スルト云フコト、予防拘禁ニ付テノコトハ、是ハ飽ク迄モ貴族院ノ修正通りニヤル、斯様ナ意味合テ御懇談ヲ遂ゲタノデアリマス、一応衆議院ノ方ノ各派ノ方々ニ於テ御相談ヲ願フト云フコトデアリマシタ、所ガ只今衆議院ノ方ニ御返事ヲ伺ヒマシタ所、時間内ニ之

ヲ纏メルト云フコトガ事実上出来ナイ、斯ウ云フ御返事ニ接シマシタ、遺憾ナガラ小委員会ハ何等纏マルコトナクシテ終リマシタ譯デアリマス

この報告を受けて、協議会では、大塚委員から「小委員会ニ於テハ、審議ノ時間ガ足りナイカラ何トカ政府ニ於テ審議ノ時間ノ足ルヤウニ考慮セシムベク御努力ニナリマセヌデシタカ」という質問が出された。しかし、これに対しては、鶴沢の方から「小委員会ニ於テハ、非公式デアリマスルガ、政府ニ会期延長ノ意向ガナイカト云フコトヲ確メタ譯デアリマスガ、政府ニ於テハ其意向ガナイト云フヤウナコトデ、甚ダ遺憾ニ感ズル次第デアリマス」という説明がなされた。⁽¹²⁵⁾ 法律案を通す気が政府になかったということが一番の問題であった。これには委員から「政府ニ誠意ガナイノデアルカラ、……モウ此以上此委員会カラ正式ニ交渉ノ必要ハナカラウト私ハ考ヘテ居リマス」といった怒りの声が上がった。⁽¹²⁶⁾ 協議会では最後に採決に入り、賛成多数で「貴族院議決ノ通り決シマシタ」と宣言され、協議会は閉会となった。⁽¹²⁷⁾

しかし、その後、衆議院でも貴族院でも本会議を開いて採決をするということは行われなかった。内務省と司法省も、不本意な改正を行うよりは廃案の方がよいと考えたために、法案は廃案となった。⁽¹²⁸⁾ 治安維持法は「暴力行為」の取締法ではなくあくまでも「共産主義」「社会主義」の取締法であつて、この基本線を変えなくてはとなくより強力な取締りを行うため必要な所要の改正を行うというのが断固とした政府の方針であった。政府の眼目は予防拘禁制度の導入にあつた。「予防拘禁ノ條項ヲ削除サレルナラバ、寧ろ本改正案ノ不成立ヲ希望スル」というのが非公式の場で表明された政府の考えであつた。そして、このような政府の取締り方針とその前提となつた時代認識は国内的のみならず国際的に見ても独りよがりのもので、日本をますます孤立させていった。

6 改正法律案の再提出

一九三四年の改正案は挫折したが、内務省と司法省は、翌三五年、第六七議会に再び治安維持法改正法律案を提出した。法律案が第六七議会に提出されたのは、同三五年三月四日のことであつた。三月二五日の会期末まで二〇日間しか時間がなかつた。しかも、第六七議会は天皇機関説事件の真つただ中であつた。

提出された治安維持法改正法律案は次のようなもので、「第一章 総則」「第二章 罪」「第三章 刑事手続」「第四章 保護観察」からなつていた。

治安維持法改正法律案

治安維持法

第一章 通則

第一條 本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ刑事手続其他ニ関シ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ例ニ依ル

第二條 本法ハ何人ヲ問ハズ本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二章 罪

第三條 国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ処ス

第四條 前條ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ

従事シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

第五條 第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ一年以上七年以下ノ懲役ニ処ス

第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シタル者ハ六月以上五以下ノ懲役ニ処ス

第六條 第三條ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

第七條 前四條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ興ヘタル者又ハ情ヲ知りテ之ヲ受ケタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第八條 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第九條 前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第十條 第八條ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第十一條 前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ興ヘタル者又ハ情ヲ知りテ供与若ハ便宜ヲ受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第十二條 第三條、第四條及第八條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十三條 本章ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第三章 刑事手続

第十四條 第三條、第四條及第八條ノ罪ニ該ル被疑事件ニ付被疑者左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾引状ヲ求ムルコト能ハザルトキハ地方裁判所ノ檢事ハ被疑者ヲ勾引スルコトヲ得

一 被疑者定リタル住所ヲ有セザルトキ

二 被疑者罪証隱滅スル虞アルトキ

三 被疑者逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ

四 被疑者変名シ又ハ仮名ヲ使用スル虞アルトキ

第十五條 前條ノ規定ニ依リ勾引シタル被疑者ハ指定セラレタル場所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ之ヲ訊問スベシ其ノ時間内ニ勾留状ヲ發セザルトキハ被疑者ヲ釈放スベシ

第十六條 第十四條ノ規定ニ依リ被疑者ヲ勾引スルコトヲ得ベキ原由アル場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾留状ヲ求ムルコト能ハザルトキハ地方裁判所ノ檢事ハ之ヲ勾留スルコトヲ得

被疑者ノ勾留ハ前條ノ規定ニ依リ被疑者ヲ訊問シタル後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ被疑者逃亡シタル場合此ノ限りニ在ラズ

第十七條 前條ノ規定ニ依リ勾留シタル被疑者ハ檢事特ニ必要アリト思料スル場合ニ限り之ヲ訊問スルコトヲ得

第十八條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アルトキハ一回限之ヲ更新スルコトヲ得ル

第十九條 勾留ノ事由消滅シ其ノ他勾留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルトキハ速ニ被疑者ヲ釈放スベシ

第二十條 刑事訴訟法中被告人ノ勾引及勾留ニ関スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ノ勾引及勾留ニ付之ヲ準用ス但シ保釈、責付及執行停止ニ関スル規定ハ此限りニ在ラズ

第二十一條 本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對スル被告事件公判ニ付サレタル場合ニ於テ檢事必要アリト認メルトキハ事件ノ係属スル裁判所及移転裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ニ管轄移転ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第一回公判期日ノ指定アリタル後ハ此ノ限りニ在ラズ

前項ノ請求アリタルトキハ決定アル迄訴訟手續ヲ停止スベシ

第四章 保護觀察

第二十二條 本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ノ執行猶予ノ言渡アリタル場合又ハ其性格、年齢及境遇竝ニ犯罪ノ情状及犯罪後ノ情況ニ依リ訴追ヲ必要トセザルガ為ニ公訴提起シナイ場合ニ於テ檢事必要アリト認ムルトキハ本人ヲ保護觀察ニ付スルコトヲ得本法ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終リ又ハ仮出獄ヲ許サレタル場合ニ於テ檢事必要アリト認ムルトキ亦同ジ

第二十三條 保護觀察ハ本人ヲ司法保護委員ノ觀察ニ付シ、保護者ニ引渡シ又ハ寺院、教会、保護団体、病院若ハ適當ナル者ニ委託若ハ送致シテ之ヲ為ス

第二十四條 保護觀察ヲ行フニハ本人ノ更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止シ且本人ヲシテ生業ニ従事セシムルコトニル留意スベシ

第二十五條 司法保護委員及保護觀察ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ本法施行前従前ノ規定ニ定メタル罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ改正規定ニ定ムル刑ガ従前ノ規定ニ定メタル刑ヨリ重キトキハ従前ノ規定ニ定メタル刑ニ依リ処断ス

本法中地方裁判所トアルハ朝鮮ニ於テハ地方法院トス

治安維持法改正法律案の提出に当って、司法省は、先の第六五議會における貴族院修正を受けて予防拘禁の章を削除するという修正を行っていた。ただし、その代わりに保護観察の対象に予防拘禁の対象であった刑期終了者を加えて、予防拘禁に肩代わりしえるように修正されていた。また、貴族院が主張していた右翼に対する取締り規定は治安維持法とは別の法律案として提出することとされ、一九三五年（昭和一〇年）三月二日、「不法団結等処罰スル法律案」が閣議決定された。治安維持法改正法律案はこの不法団結等処罰法律案と併せて議会に提出された。

このように右翼取締の法規を別法にしたことには格別の意味があった。治安維持法の性格をあくまでも「共產主義」「社会主義」の取締法とすることによって一般刑法の原則の適用外とするとともに、保護観察や予防拘禁といった多分に疑義のある制度の創設も治安維持法違反者だけを対象とした「非常の特例措置」と説明することによって正当化を図るという点がそれであった。

議會への配慮が示されたことから治安維持法改正法律案を議會が成立させる可能性が高まったかという点も必ずしもそうではなかった。議會提出の時期が遅いだけでなく、当時の岡田啓介内閣は立憲政友会・昭和会等と与党としており、衆議院の過半数を占める政友会が野党に回っていたために法律案が成立する見込みは薄かった。

三月七日の衆議院本會議で治安維持法改正法律案および不法団結等処罰法律案が議題とされ、両法律案につい

ての第一読会が開かれることになった。

第一読会では冒頭で小原直国務大臣(司法大臣)⁽¹²⁹⁾から両法律案について提案の理由説明が行われた。このうち、治安維持法改正法律案についてのそれは次のようなものであった。

我が国情ヲ考ヘマスルニ、今ヤ内外實ニ重大ナル時局ニ際会シテ居ルノデアリマス、随ヒマシテ此際等は等不逞兇惡ノ思想運動ヲ根絶致シマスルコトハ、現下ノ急務デアルト信ズルノデアリマス、……兇惡極リナキ思想運動者ガ、潜行的ニ活躍スル今日ニアリマシテハ、先ズ之ニ對シテ徹底的ニ彈圧ヲ加ヘ、彼等ヲシテ蠢動ノ余地ナカラシメナケレバナラヌト思フノデアリマス、然ルニ現行刑事訴訟法ハ、其施行以來ノ実績ニ徴シマスルニ、如上ノ目的ヲ達スル上ニ於キマシテ、規定ニ不備ノ點ガ少カラズ存スルノデアリマス、殊ニ共産党ノ外郭団体ニ對スル取締ノ上ニ、多大ノ欠陥アルコトヲ發見シタノデアリマス、……特別ノ取締規定ヲ設クルノ必要ヲ認メタ次第デアリマス、

次ニ治安維持法違反事件ハ、……組織的デアリマシテ、且ツ大衆的ノ犯罪デアリマス、此故ニ現行刑事訴訟法ニ依ル捜査手續ノ予想セザリシ、犯罪現象ヲ呈シテ居ルノデアリマスルカラ、其検査ヲ為スニ當リマシテハ、手續上ノ特例ヲ設クルノ必要ヲ認メタノデアリマス、随ヒマシテ、……実体法ノ規定ノ外ニ手續法規ヲモ之ニ加ヘタノデアリマス、

更ニ犯罪者ノ実情ニ鑑ミマシテ、犯罪ノ予防ヲ全カラシメンガ為ニ、保護觀察ノ制度ヲ創設致シタ次第デアリマス

しかし、これではいかにも説明不足という感は免れ難かった。一九三四年改正案を何故、修正したのか。すなわち、何故、予防拘禁の章を削除したのか。予防拘禁の章を削除したにもかかわらず、保護観察の対象者の中に予防拘禁対象者を加えたのは何故か。検事に強制処分権を認めることによって生じ得る人権蹂躪の問題に対してどう対処するのか。治安維持法中の難解な解釈が容易でない法概念を依然としてそのままにしているのは何故か。これらの点について言及される所は少しもなかったからである。検面調査に証拠能力を付与することも本改正の隠された目的の一つとされたが、この点についても言及はまったくなかった。

司法大臣からの趣旨説明を受けて立川平、三上英雄、比佐昌平の各議員が順次登壇し、質疑がなされた。このうち、立川議員の質問は次のようなものであった。

今議会ノ会期ハ、既ニ余ス所僅ニ二十日足ラズトナリマシテ、其上吾々ノ眼前ニハ幾多ノ重要法律案、或ハ追加予算案ナドガ山積シテ居リマスル今日ニ至リマスル迄、政府ハ何ガ故ニ之ヲ提出スル運ビニナラナカツタノデアアルカ、……本法律案ヲ、斯ノ如ク遅延セシメラレマシタノハ、全ク政府ノ怠慢以外ニ何者モナイト思フノデアリマス、……

刑罰法規ノ氾濫ハ決シテ歓迎スベキコトデアリマス、殊ニ官憲ガ實際ニ於テ、如何ニ此等ノ法令ヲ運用スルカト云フ點ニ付テハ、法ガ多ケレバ多イ程、法ガ嚴ナレバ嚴ナル程、吾々ハ寧ロ多大ナル不安ヲ感ゼザルヲ得ナイモノガアルノデアリマス、……此際本法ノ如キ取締法規ノ運用ニ付テ、総理、司法、内務ノ各大臣ヨリ、明確ナル方針ヲ表示セラル、コトガ必要デアラウト存ズルノデアリマス、……

熱心ニ、執拗ニ、固執セラレタル此(予防拘禁ノ―引用者)條項ヲ、本年ニ至リマシテ卒然トシテ之ヲ撤回

セラレマシタ司法当局ノ真意ヲ伺ヒタイ

この質問のうち、予防拘禁に関する部分についての小原司法大臣の答弁は「裁判ニ非ズシテ、行政ノ處分デ左様ノ人身ノ拘束スルト云フコトハ、假令法律ニ規定ヲ致シテヤルコトニ致シマシテモ、好マシクナイコトデアルト云フコトニ考ヘ及ボシマシテ、今回ハ特ニ此制度ヲ止メテ、……謂ハバ人身ノ保障ヲ重ンジテ、斯ノ如キ制度ハ若シ立テルナラ、後日ニ於テ適當ナ案ヲ具シテ立テタラ宜カラウト云フコトデ、一先ズハ提案ヲ見合シタ次第デアリマス」等というものであった。

三上の質問は「虎ノ門事件」を招いた関係者の処分問題等で、議長から「議案ニ直接スル質疑ノ範圍ニ、成ベク陳述ヲ御纏アラシコトヲ希望シマス、再度ノ御警告ヲ申上ゲマス」との注意があつた。他方、比佐の質問も「第一回当時の政府、及其後ノ改正案提出ノ政府、即チ歴代各政府当局者ハ、此法律ノ内容ノ解釈ニ付キマシテハ、各々異ツタル意見ヲ有ツテ居リマシテ、所謂不統一ヲ極メ、一貫セル断定的ノ解釈ハ未ダ無イト云ツテ宜イデアリマス、……現小原大臣ハ、是等ノ解釈ニ對シテ如何ナル御意見ヲ有スルカ」などというものであった。

通告のあつた質問が終了したことから、審議を議長指名の二七名の委員からなる治安維持法改正法律案外一件委員会に付託する旨の動議が出され、動議は「異議ナシ」として可決された。

同委員会は三月八日、九日、十一日、十三日、十五日、十九日、二十日、二十二日、二十三日、二十四日、二十五日と何度も開かれた。八日の委員会では委員長、理事の互選が行われ、委員長には第六五議會に引き続いて立憲政友会の宮古啓三郎が選ばれた。九日の委員会では冒頭で小原司法大臣から両法律案について提案の理由説明が行われた。この説明を受けて質疑に入った。

委員会では「総理大臣ヨリ美濃部ノ機関説ニ付テ具体的ノ答弁ヲ得ルニアラザレバ、議事ノ進行ガ困難デハナイカ」(三月一九日の委員会での武富濟委員の発言¹³⁴)などの認識から、治安維持法改正法律案等の質疑をしばしば中斷する形で、美濃部達吉博士の貴族院における発言(天皇機関説)の是非をめぐる質疑が繰り返し行われた。例えば、「美濃部博士ノ天皇機関説ニハ不賛成デアルト云フコトハ、政府ノ言トシテ御聴キ下サツテ差支ナイノデアリマス」(岡田國務(総理)大臣)、「美濃部ノ國體觀念、是ハ遺憾ナガラ大多数ノ國民ノ有ツテ居ル國體觀念ト違フノデアル、……美濃部氏ト吾々ノ觀ル所ト、國體觀念ハ違ハヌト仰セニナツタコトハ、私ハ非常ナル誤解デアルト云フコトト考ヘル、此點ニ於テ総理大臣ノ御所信ヲ伺ヒタイト思フ」(竹内友治郎議員)、「私共素人ガ讀ムト間違ツテ居ラヌヤウニ思ツテ居ル」(岡田総理)といった質疑¹³⁵がそれであった。委員会は治安維持法改正法律案外一件委員会というよりは、まるで美濃部天皇機関説問題委員会といった体であった。しかし、この議論は、天皇機関説を「國體変革」に関わる危険な説だという言葉を政府から引き出したい議員とできるだけ言質を取られたくないと考える政府との間で平行線をたどり、相当の時間を割いた割には噛み合わないままに終わった。天皇機関説は与野党対立の荒波の渦中に置かれ続けた。

この天皇機関説問題と関わって「國體」概念の意義如何という点をめぐる質疑も多くの委員によって繰り返し蒸し返された。

判事ノ有スル所ノ勾留ノ權能、實二百二十日ニ互ル所ノ一四箇月ニ互ル所ノ權能ヲ行政官タル檢事ガ之ヲ掌握セントスル所ノ法律デアアルノデアリマス、實ニ憲法ノ解釈ニ於キマシテモ重大ナル影響ガアル位ノ大法典ノ改正デアアルノデアリマス、随ツテ國體ニ関スル所ノ觀念ハ、此場合、何処マデモ明確ニ致サナケレバ本案ノ審

議ハ進ムル譯ニハ參ラヌ次第デアアルノデアリマス（三月一日の委員会での中谷委員の発言）⁽¹³⁶⁾

国體ヲ变革スルト云フ法律案ヲ論議スル以上ハ、其国體其モノガドシナモノデアアルカト云フコトヲハツキリ決メテ置カナケレバ、ドウシテモ此法律ノ審議ヲ進メル譯ニハ參ラヌノデアリマス、所ガ只今文部大臣ノ御答ノ中ニハ、国體ニ関スル論議ハ成ルベク避ケタイ、斯ウ云フ御話モアルコトデアリマス、又総理大臣ノ先刻ノ御答弁ニ依リマス、我国ノ国體ト云フモノハ、……言葉ヲ以テハ言ヒ現ハスコトガ出来ナイ、斯様ナ御答弁デアアルノデアリマス、是デハ此法律ノ……論議ヲ進メル譯ニハ參リマセヌ（同委員会での則井萬寿雄委員の発言）⁽¹³⁷⁾

例えば、このような発言がそれであつた。その他、委員会では「從來思想取締ニ付キマシテハ、政府当局ノ態度ガ、左右両翼ニ對シテ頗ル其取締リ方法ガ寛嚴ニナツテ居リハセヌカト考ヘルノデアリマス、左翼ニ對スル取締ハ極端ニヤツテ居ル、寧ロ苛酷デハナイカト感ゼラルノデアリマス、サウシテ右翼ニ對スル取締ハ甚ダ寛大デアリ、微温的デアアル、場合ニ依ツテハ見テ見又振りヲシテ居ルト云フヤウナ形ガ見ヘルノデアリマス、否、時ニ或ハ之ヲ利用シヤウトスル傾向ガアルヤウニ見エルノデアリマス」（三月一三日の委員会での規井委員の発言）⁽¹³⁸⁾

というように、左右両翼に対する政府のダブル・スタンダードについても質問がなされている。

委員会で大きな論点とされたのは検事に強制処分権を付与するという問題であつた。ただし、この問題に対する委員のアプローチは多様であつた。一つは人権蹂躪を危惧するという立場からのアプローチで、次のような質問が寄せられた。

最も重要デアルト私ノ考フル點ハ、即チ検事ノ搜查權ノ權能拡大デアリマス、……予審判事ノ權能ニ屬スベキコトヲ、検事ガ專行スルコトガ出来ルト云フコトハ、是ハ検事ノ檢察權能ノ拡大ト云フヨリハ、寧ろ超越ノ嫌ガアルノデハナイカ (三月一日の委員会での中谷貞頼委員の發言)⁽¹³⁹⁾

司法大臣ハ司法權ト云フモノガ如何ニ重大ナル權力デアツテ、若シ司法權ノ行動ニシテ、國民ガ疑惑ヲ持チ、之ヲ信用セザルニ至レバ、立憲政治ハ恐ラクハ維持シ難イト云フコトニ付テノ深い御考察ガアラレルトハ思ヘマセヌ、……共產党ノ事件ハ複雑デアルカラ、検事二三箇月間ノ勾留權ヲ與ヘナケレバ、公判デ以テ証拠ガ不十分ニナル虞ガアルト云フヤウナコトハ、私ハ此検事ニ斯様ナル予審判事ノ權限ヲ付与フル理由ニハ相成ラヌト思フノデアリマス、基礎頗ル薄弱デアルト謂ハザルヲ得ナイノデアリマス、……兎角裁判官及検事ハ法律ガ其權能ヲ付与スルト、法ノ根柢ガアルカラシテ当然デアルト云フ考ヲ以テ、其權限ヲ遠慮會釈ナク実行スル傾向ガアルノデアリマス、是ガ人權擁護ノ上ニ於テ洵ニ重大ナル問題デアルト私達ハ考ヘル次第デアリマス (同)⁽¹⁴⁰⁾

検事ニ餘リニドウモ沢山ノ權限ヲ與ヘルト云フコトハ宜シクナイ、改過遷善ノ途ハ他ニナイカト思フノデアリマスガ、……何ノ一理由ニ依ツテ斯様ナ絶大ナル權力ヲ検事ニ付与シナケレバナラスカ、斯様ナコトハ従來通りデ宜シイデハナイカ、洵ニ不思議ニ堪ヘナイ次第デアリマス (同)⁽¹⁴¹⁾

左様ニ勾留ヲ長ク続ケルト云フコトハ、人權蹂躪デアアル、自白ヲ強要スルモノデアルト云フ非難ガ非常ニ多イノデアリマシテ、……精神的ニ長ク勾留シテ置ケバ、ソレガ立派ナ拷問ニナルノデアリマス、デアリマスカラ、斯ウ云フ規定ヲ設ケテ置クト云フコトニナルト、之ヲ濫用スルノ弊ニ陥ルコトガ応々アルノデアリマス、私ハ此點ヲ非常ニ心配スルノデアリマス (三月一三日の委員会での則井委員の發言)⁽¹⁴²⁾

検事ノ勾留ヲ認ムルコト、或ハ勾引、訊問ヲ認ムルコト、其尋問調書ハ直ニ判決ノ証拠ニ供シ得ベキコト、是等ハ今日ノ刑事訴訟法ノ例外ヲ為スコトデアリマシテ、特殊ノ見地ニ基イテ立案セラレタル特例立法デアルト、言ハナケレバナラヌノデアリマス、……其提案ノ趣旨ニハ絶対ニ賛成スルノデアリマスルガ、之ヲ運用スル人々―検事並ニ判事、予審判事等ノ心得ト云フモノガ全ク改善サレテ居ナケレバ、……實際ノ功績ヲ挙ゲルコトニハ行クマイト云フコトヲ私ハ恐レル、ソレデアリマスカラ此機会ニ司法大臣ノ司法部刷新、裁判所事務ノ改良、其外持合ハセテ御出デニナル経緯抱負、理想ト云フモノ、大綱ヲ此際御示シテ願フテ、然ル後ニ審議ヲ進メタイト考ヘマス（三月一九日の委員会での武富委員の発言）⁽¹³⁾

ヨリ以上ノ強大ナル権限ヲ検事ニ與フルト云フノハ不適當デハナイカト思フノデアリマス、殊ニ今日、検事制度ノ弊害ノ多イ場合、斯ノ如キ広大ナル権限ヲ検事ニ對シテ容認スルト云フコトハ、人權蹂躪ノ弊ヲ益々助長セシムルト云フヤウナ結果ニナルト信ジマス、而シテ是ガ裁判機関ト検挙機関トノ混同ヲ来タシ、延イテハ弾劾主義ノ破壊トナツテ、人權蹂躪ノ事實ヲ惹起シテ、其結果甚ダシク裁判ノ威信ヲ失墜スルト云フコトナリハシナイカト云フコトヲ私ハ恐レテ居ルノデアリマス（三月二二日の委員会での金井正夫委員の発言）⁽¹⁴⁾

このような人權蹂躪の危惧から次のような提案もなされている。

法規アルガ故ヲ以テ、法規ヲ楯トシテ事実上ノ人權蹂躪ヲシマスルヤウナコトガアリマスルト、啻ニ其本人ニ對スル所ノ人權蹂躪ノ不法行為アルノミナラズ、国民全体ガ何トナク裁判ヲ信賴セズ、検事ノ検挙ニ對シテ反感ヲ懷クニ至ルト云フヤウナコトハ、洵ニ国家ノ為メ、憲政ノ為ニ私ハ深く之ヲ憂フル者デアアルノデアリマ

ス

何ト申シマシテモ起訴ヲシナイ前ニ、臣民ヲ百二十日間ノ長キニ互ツテ監禁スルト云フ此法律ハ、法律ノ
実体カラ申シマスルナラバ、天下ノ悪法、苛酷ナル、過激ナル法律ダト云ハナケレバナラヌト思フ

私ハ第一回ノ質問ノ際ニ……少クトモ警察ニ於テ本人ノ同意デアルトカ、或ハ檢束トカ云フヤウナ名前ヲ以
テ事実上ノ勾留ヲ為スベカラズト云フコトノ言明ヲ御発シテ願ヒタイト云フコトヲ希望シ、又御意見ヲ伺ツタ
ノデアリマスガ、其時ノ御答弁ハ遺憾ナガラ私達ハ満足スル譯ニハ參ラナカッタデアリマス

第二ノ問題ハ、予審ノ調ノ問題デアアルデアリマス、……予審ノ調べニ弁護士ガ立合フト云フコトニハ、全
然相成ツテ居ラスノデアリマス、……茲ニ私ハ大ニ是ヲ改善ノ必要ガアリハセヌカト思フデアリマス、……
何ガ故ニ一體予審ノ調べニ弁護士ヲ立会ハスルコトガ出来ナイノデアリマスカ、……事実上ノ拷問ヲ致ス、裁
判ノ一部デアアル所ノ予審ニ、誰モ見テ居ラヌト云フト、屢々問題ニナリマシタヤウナ革手錠ノ問題デアルトカ、
或ハ豚箱ノ問題デアルトカ云フヤウナ事件ヲ、往々ニシテ人間ノ浅マシサデ起シ易イモノデアリマス、故ニ私
ハ、……予審ニ弁護士ヲ附与スル、……少クトモ一名ハ被告ノ請求ニ依ツテ、必ず之ニ合ハセルト云フコトニ
法律ノ改正ヲ為サルノガ、裁判ヲ明クスル上ニ於テ私ハ必要デハナイカト思フデアリマス (三月二三日の委
員会での中谷委員の発言)⁽⁴⁵⁾

右の人権蹂躪に関わつて、警察官による行政拘束の問題が取り上げられ、次のように質問されていることもこ
こで触れておかなければならない。

各警察署ト云ツテモ宜シカラウ程ニ檢束ヲヤツテ居ル、……一般ノ被疑者ニ對シテ、檢束ト云フ名目ノ下ニ警察ニ連レテ行ツテ之ヲ留置シテ、サウシテ二月モ三月モ、或ハ半年モ置クト云フヤウナ實際ノ状態ニアルノデス、……是ハ非常ナ人權蹂躪デ、……此弊害ヲ防グト云フコトハ、是ガ非常ニ必要ナコトデアルト思フ、ソレデアリマスカラ、……直チニ訓令ヲ出シテ、サウシテ此弊ヲ防グト云フコトヲヤツテ戴ケマセヌカドウカ」(三月一八日の委員会での宮古委員長の発言)⁽¹⁴⁶⁾

これに対する政府の答弁は勿論、そのような危惧は当たらないというもので、例えば、次のように答弁された。

此法律ガ出来マシテモ、御心配ノ如ク、檢事ノ権力濫用ニ依ツテ人權尊重ノ趣旨ガ妨ゲラル、ルト云フヤウナコトハナイ積リデアリマス、……檢事ノ勾留ニ依ツテ警察ニ於ケル檢束、或ハ勾留処分ガソレダケ減少スル、其點ニ於テ一般社会ノ期待シテ居ル好イ結果ヲ得ルノデハナイカト考ヘテ居ル次第デアリマス(三月二二日の委員会での小原大臣の発言)⁽¹⁴⁷⁾

予審判事の調べに弁護人を立合せることについても小原司法大臣から「其點ニ付テハ豫程考慮ヲ致サナケレバ急ニ不可ヲ決定シ難イト思フノデアリマス」⁽¹⁴⁸⁾と答弁されている。

人權蹂躪は起らないという政府の答弁に対しては委員から直ちに「司法大臣ガ只今、目下ノ檢察官ハ人權蹂躪ノ不当な取調ヲスルコトハアルマイト云フ御答弁デアリマシタガ、私ハ之ニ非常ニ反スル觀察ヲシテ居ルノデアリマス、人權蹂躪ノ事実ハ到ル處ニ行ハレテ居ルト云フコトヲ確信シテ居リマス」(三月二四日の委員会

での小林錡委員の発言⁽⁴⁹⁾といった反論がなされた。

その反面、元検事の委員からは政府の答弁を後押しするかのような発言もあった。所謂「京都豚箱事件」の主任検事を務めた一松定吉委員の発言がそれで、一松は京都豚箱事件では検事による人権蹂躪はなかったと主張した上で、人権蹂躪を若い検事の未熟さ故の逸脱行動だとし、若手検事に対する捜査術の研修の必要性を次のように説いた。

若シ検事ニ捜査上不穩当ノ処置アルトスレバ、年ガ若クシテ經驗ガナク、サウシテ自分ノ思フ通りニ相手ガ云ハナイト云フ結果、大キ声ヲ出シタリ、或ハ机ヲ叩イタリ、立チ上ツテ如何ニモ暴行ヲ加ヘルヤウナ氣勢ヲ示シタリスルノハ、皆ソコカラ来ル、……ソレ等ノ點(捜査術ニ関スル指導―引用者)ニ對シマシテ一段ノ御努力アランコトヲ御願シマシテ、……(三月二四日の委員会での発言)⁽⁵⁰⁾

なお、一松は「大ソレタ犯罪ヲ犯シタ者ニ對シテ人権ヲ蹂躪スルコトヨリモ、此國體変革ト云フコトノ方が、国家存立ノ基礎ヲ危フクスル所以デアルカラ、吾々ハ之ヲ重ク視テ居ル、故ニ小ノ虫ヲ殺シテ大ノ虫ヲ助ケルト云フ意味ニ於テ、恐ラク我ガ日本國民トシテハ其事ニ付テ余リ論議スルコトヲ好マナイ、私共モ在野法曹ノ一人トシテ矢張之ヲ此ヲ好マナイ」(三月一八日の委員会)⁽⁵¹⁾と述べ、在野法曹を強調した。しかし、一松の場合、在野法曹といつても元大審院検事を務めた在野法曹であった。

一松からは検事だけではなく警察官などにも強制処分権を与えるべきだとの発言もみられた。

本件ノヤウナ重大犯罪ヲ検挙スル場合ニハ、ヤハリ司法警察官ニ對シテ相当ノ権力ヲ持タセルコトノ方ガ必要デアリ、サウスルコトノ方ガ今日マデ司法警察官ガ脱法行為ヲシテ、サウシテ徒ニ人権蹂躪ヲシテ人人ノ非難ヲ受ケルト云フ弊害ヲ除去スルトコトガ出来ルノミナラズ、検事ガ四箇月ノ勾留期間位デハ到底捜査ヲ終ルコトハ出来ナイト云フ考カラ見マスレバ、私ハヤハリ警察官ニソレダケノ職権ヲ與ヘル方ガ宜イト思フノデアリマス(三月一八日の委員会)⁽¹⁰²⁾

当然のことながら、その必要はないというのが司法大臣の答弁であつた。

一九三五年改正法律案では先の第六五議会における衆議院修正案に沿つて第十四条および第十六条に「急速ヲ要スル」という要件を設けたが、このことについて藤田若水委員から逆に「急速ヲ要スト云フ此要スト云フコトヲ第十四條ト第十六條ニ掲ゲテゴザイマス、此意味ガ私ハ諒解出来ナイ」(三月一三日の委員会での発言)⁽¹⁰³⁾、「斯ウ(「急速ヲ要シ判事ノ勾引状・勾留状ヲ求ムルコト能ハザルトキ」ト引用者)云フ要件ヲ茲(第十四條ト第十六條引用者)ニ断ツテ書カナクテハナラヌ必要ガアルノデアリマスカ」(三月一八日の委員会での発言)⁽¹⁰⁴⁾との質問が出されている。第六五議会の衆議院と第六七議会の衆議院とでは与野党の構成が変わつたことによるものといえよう。この藤田からは「是非本会議ヲ通過サセタイト思ヒマス、会期モ僅ニ残ル所八日位シカアリマセヌガ、……ウカウカシテ居ルト此法案ハ流レテシマヒハセヌカト云フコトヲ心配シテ居リマス」(三月一八日の発言)⁽¹⁰⁵⁾と議事進行が訴えられている。

その他、朝鮮や台湾の治安状況についても質問が出されている。政府委員からは「現在ノ朝鮮ニ於ケル共產運動ト云フモノハ、純然タル他ノ外国ニ於ケル共產運動ト違ツテ、其反面ニハドウシテモ民族運動ノ思想ヲ矢張

持つて居ルヤウニ考ヘラレルノデアリマス」(林繁蔵朝鮮総督財務局長)、「最近ノ台湾ハ非常ニ同化シ易クナツテ来タ、斯様ナ事実ニナツテ来テ居リマス」(佐藤正拓務参興官)といった答弁⁽¹⁵⁶⁾がなされた。

最後の三月二五日の委員会でも引き続き質疑が行われた。その後、与党の議員から「此両案ノ成立ニ御盡力下サランコトヲ切ニ希望致シマス」「委員長ニ於テ機宜ノ處置ヲ執ラレマシテ、是非共御片付ケ下サイマシテ、本會議ヘ掛ケテ、本會議デ成立シテ貴族院ヘ廻ハシテ、貴族院デ少シ考ヘル時間ノアルヤウニ御努力下サランコトヲ切ニ御願致シマス」⁽¹⁵⁷⁾との要望があつたが、時間切れで採決に入ることなく委員会は散会とされた。散会にあつて宮古委員長から次のような発言があつた。⁽¹⁵⁸⁾

今日マデ非常ニ勉強ヲ致シテヤツタノデアツテ、此議會ガ多少ノ延長ガアリマシタナラバ、衆議院ハ通過シ、貴族院ニ於テモ恐ラク通過シタデアラウト思フノデアリマス、遺憾ナガラ本日はデ満期ニナツタ次第デアリマスカラ、延長ガナイ譯デアリマスカラ、……是デ議了スルト云フ譯ニハ參ラナイ時間ニ相成ツタノデアリマス、左様ナ次第デアリマスルカラ、此點ハ能ク御諒承願ヒタイト思ヒマス、……是ヨリ僅カ四時間内外ト云フ時間ニナリマシタカラ、到底此時間デ議了スルコトハ出来ナイト云フコトハ、最早明瞭デアリマスカラ、本日は是デ散会ヲ致シマス

このようにして一九三五年の改正法律案も衆議院の委員会段階で審議未了となり廃案となった。議員発言のレベルは総じて高いものがあつた。ただ、治安維持法緊急勅令の議會審議とは明確に異なる状況が議會に生まれてゐた。原則として反対だというような発言はもはや見られなかつたからである。改正の方針には原則的に賛成だ

が、濫用による人権蹂躪等について何らかの手当てを政府に求めるといのが多くの議員の態度であった。

第六五議会においてと同様、改正法律案を議会に提出したものの、是が非でも法律案を制定させるという意欲を政府は有していなかった。既存の治安維持法の拡大適用で賄えんと考えたためであった。政府は保護観察も治安維持法とは別の思想犯保護観察法で対処するという方針を立て、思想犯保護観察法の制定を目指した。転向政策に必要な法案として、思想犯保護観察法案が一九三六年（昭和十一年）の第六九議会に提出された。思想犯を対象とした保護観察制度は日本では初めてであった。⁽¹⁹⁾ 思想犯保護観察法律案は議会で可決され、昭和十一年五月二九日法律第二九号として公布された。

このようにして一九三〇年代の改正は挫折したが、治安維持法の拡大適用はこの挫折後、むしろ進んだ。この拡大適用を牽引したのは思想検事であり、それにお墨付きを与えたのは大審院判事を始めとする裁判官であった。

7 その後の動き

治安維持法がそもその標的と想定した日本共産党は、ほかならぬ治安維持法の働きによって一九三〇年代前半には壊滅状態に追い込まれていた。そのために、政府は治安維持法の新しい標的を、日本共産党の周辺にあって間接的に党の活動と関連のある外郭団体に振り向けた。しかし、治安維持法は外郭団体を取締るための法律として作られたものではなかったから、新しい標的の取締りは法的根拠に欠けるところがあった。そこで、政府は治安維持法そのものの全面改正を試みたのである。改正案は、すでにみたように、実体的な規制強化のための規定のほか、法の運用過程で生じた「転向」政策に法的根拠を与える思想犯保護観察及び予防拘禁制度を創設する諸規定も加味した。また、改正法は、治安維持に特有の特別刑事手続を導入し、手続の面からも弾圧の徹底化を

図ろうとした。

外郭団体の取締りは一九三三年後半から変質していった。日本共産党の弾圧という目標との関係で実行された外郭団体の取締りは一九三四年の段階ではほぼ完了仕切ったからで、それ以後は外郭団体それ自体の取締りへと変質することになった。⁽⁶⁰⁾

この変質は、治安維持法自体を大きく変質させていくことになった。反ファシズム統一戦線に関わりのある組織や運動に対して治安維持法が適用されて行くことになるからである。当局によれば、日本の反ファシズム統一戦線というのは日本共産党の活動の一環であるとして、その取締りの必要性が強調されたが、当時の実情に照らしても、日本の反ファシズム統一戦線なるものは日本共産党の活動でも、党を支援する活動でもなかった。市民的自由を守り、民主主義を擁護しようとする運動であった。その組織も多くは結社というよりはグループに過ぎず、小規模で集団性も緩やかなものであった。秘密的・非合法的な団体とは程遠く、何よりもこれまでは合法とされてきた運動であった。このように合法的な手段を用い、合法的な舞台で繰り広げられる活動が治安維持法の適用を受けることになった。適用の理由も運動が非合法になったからではなく、当局の適用方針が変わったからであった。合法か非合法かは問題ではなかった。ただし、治安維持法を適用するためには、違反の理由を仕立て上げなければならないかった。裁判所もこの仕立て上げに協力した。たとえば、「国体ノ変革竝私有財産制度ノ否認ヲ目的トスル結社ノ拡大強化ヲ目的トスル団体ノ存在スル場合ニ於テ其ノ結社及団体ノ組織及目的ヲ認識シナカラ其ノ団体ノ目的ニ属スル活動ヲ為ストキハ仮令結社ト有機的ニ関係ノ連絡ヲ有セサルトキト雖其ノ行為ハ治安維持法第一條ニ所謂結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ニ該当ス」(大審院昭和八年九月四日判決)といった論法がそれであった。⁽⁶¹⁾

この新しい方針のもとに、一九三六年七月、いわゆる講座派の学者、山田盛太郎、平野義太郎、小林良正らが検挙されることになった。いわゆる「コム・アカデミー事件」である。「コム・アカデミー」という名称は、ソビエトにおける「コム・アカデミー」の役割と同一視して当局によって命名されたものであった。事件に仕立て上げられた理由は、これら学者の理論活動が共産主義の正当性を科学的に立証することに向けられ、もっぱら日本共産党の理論的問題を研究し、党の戦略戦術に寄与しているなどというものであった。⁽¹⁰²⁾

「人民戦線事件」においても社会主義団体及び個人に対し治安維持法が向けられた。一九三七年二月一日日弘暁、日本無産党、全評（日本労働組合全国評議会）およびこれ等の理論的指導者と目された労農派グループの関係者四四六名が、全国一八府県で一斉に検挙された事件である。検挙の対象は労農教授グループ等にも及び、第二次検挙で東大教授大内兵衛、同助教授有沢広巳、同脇村義太郎らが検挙された。「反ファシズム人民戦線」を結集するための政治結社たる日本無産党をもって治安維持法第一条にいう「国体ヲ変革スルコト」、「私有財産制度ヲ否認スルコト」を目的とする結社と認定し得るかについては、思想係検事の中にも疑問を持つ者がいた。しかし、当局は次のような論拠をでっちあげて、検挙に踏み切った。すなわち、日本無産党は労農派の思想・理論に依拠しているが、労農派は、日本共産党より出生せる双生児にして、日本共産党と同じく我が国体を変革し私有財産制度を廃止して、共産主義社会の実現を目的として運動し来りたること、あるいは日本無産党の標榜するところの「反ファシズム人民戦線」は一九三五年七月のコミンテルン第七回世界大会が採択した新運動方針における戦術に呼応するものだ、といった論拠といえない論拠がそれであった。⁽¹⁰³⁾

もっとも、「人民戦線事件」のうち、教授グループについては無罪判決も言い渡された。この無罪判決については、日本の司法権の独立の姿をみることができるといったコメントも見られるが、「これらの事件は、あまり

にもデッチ上げ・こじつけの程度が強く、本来ならば検察側がいさぎよく公訴を取り下げるべき性質のものであった。そうせずに面子にこだわって公訴を維持した事件なのだから、これには無罪判決しか、くだしようがなかったのである。⁽¹⁶⁴⁾ という評価の方が事実に近いといえよう。

同様に、日本共産党と無理やり結びつけられ、党の外郭団体に仕立て上げられたのが「現実的な諸課題より遊離することなく自然科学、社会科学及び哲学における唯物論を研究し、且つ啓蒙に資するを目的」とする文化団体（大衆の研究組織）として一九三二年（昭和七年）一月に創立された「唯物論研究会」であった。一九三八年（昭和十三年）一月末、当局は突如として、研究会関係者一三名を一斉に検挙した。この検挙は全国的な規模で行われた。「唯物論研究会」のような大衆文化組織を潰すことによつて、こういう組織に依拠して勉強しようとする広範な市民・学生をも弾圧したのであったとされる。この「唯物論研究会」もそれ以前は合法的な組織であった。当局においても日本共産党の外郭団体と立証し得ないところの存在であった。それにもかかわらず、当局の方針が変わり、治安維持法が適用されることになった。この「唯物論研究会事件」についても、裁判所は、ためらうことなく警察・検察当局の路線に追隨して、たくさんの有罪判決を輩出した。裁判所では有罪とするために、様々な論法が考案された。「……自然科学社会科学等ニ於ケル唯物論一般ノ研究及啓蒙ヲ標榜シ理論活動ノ分野ニ於テ基本的ニハ共産主義ノ基礎理論タル弁証法的唯物論ヲ研究シ之ニ関スル会員相互ノ理論的水準ヲ高ムルト共ニ一般大衆特ニ知識層ニ対シ啓蒙活動ヲ為スコトヲ当面ノ任務ト為シ以テ窮極ニ於テハ『コミンテルン』並日本共産党ノ目的達成ニ寄与シ之ヲ支援スルコトヲ目的トスル結社『唯物論研究会』ヲ組織シ……」（東京控訴院昭和一七年二月一六日判決、大審院刑事判例集二三卷四一頁）といった論法もその一つであった。結社Aは結社Bを主観的に支持・支援することにより、Bの「支援結社」になるといった論理も考案された。⁽¹⁶⁵⁾

このような運動に治安維持法が適用されるということは、「民主主義」「自由主義」さえもが治安維持法の取締りの対象になることを端的に示した。大日本帝国憲法で合法と謳われた「民主主義」「自由主義」を非合法に追いやるということは、事実上の憲法改正であり、治安維持法の議会審議で多くの議員から指摘されたように、当局自身が国体変革の罪を犯すということを意味した。事実上のクーデターであった。

一九三〇年代後半に入ると、治安維持法が宗教弾圧のために顕著に用いられたということもここで指摘しておかなければならない。「類似宗教」取締りがこれである。満州事変から「ファシズム期」に近づくにつれて、世相の混乱、社会不安の増大などを背景として、民衆の間に宗教に対する要望と期待が高まり、それだけに国家権力としてもこれに対し何らかの統制を加える必要を感じることになった。こうして、一九三五年末、まず皇道大本教団への大弾圧が実行された。これまでの宗教取締りは、不敬・詐欺・猥褻・殺人・傷害等、刑法上の処罰規定を根拠に行われてきたが、大本事件では、不敬罪の外に、治安維持法第一条が使われることになった。皇道大本教団は「国体ヲ変革スルコトヲ目的トスル」結社であると問題視された。しかし、皇道大本教団は日本共産党とはいかなる意味でも無縁で、従来の治安維持法解釈では到底適用対象になり得ない団体であった。にもかかわらず、当局は適用に踏み切った。皇道大本教団への治安維持法の適用は、宗教警察なるものの格上げ、あるいは性格変化を促すことになった。これをきっかけに、従来、同府県警察組織の上で閑却されていた宗教警察に関する事務が特別高等警察課の中に移管され、「類似宗教」取締りに専念する体制がとられるにいたった。神道系、仏教系、キリスト教系など、系の如何を問わず、治安維持法が宗教取締法として容赦なく適用されることになった。⁽¹⁶⁶⁾

このような治安維持法の解釈・運用は、いうまでもなく、もはや言葉の正確な意味での法の解釈・運用ではあ

りえなかった。「裸の権力が、単にいつくろいのためだけに法をひきあいに出している。」^(附) といってよいものであった。

(1) 『現代史資料45治安維持法』(一九七三年、みずす書房) 六四六頁に掲載の付表1では昭和三年以降昭和一八年までの治安維持法違反事件年度別処理人員が示されている。これによれば、昭和三年が七一三名(うち左翼七一三名)、昭和四年が三六八名(うち左翼三六八名)、昭和五年が八〇九名(うち左翼八〇九名)、昭和六年が八三八名(うち左翼三八八名)、昭和七年が二一九八名(うち左翼二一九八名)、昭和八年が三八五〇名(うち左翼三八五〇名)、昭和九年が一九八六名(うち左翼一九八六名)、昭和一〇年が五八一一名(うち左翼五八一一名)、昭和一一年が五六二名(うち左翼三二七名、宗教二四五名)、昭和一二年が七五二九名(うち左翼五二五名、宗教四名)、昭和一三年が六七四名(うち左翼六六九名、独立五名)、昭和一四年が八七四名(うち左翼五七二名、独立三名、宗教者一九八名)、昭和一五年が五六八名(うち左翼三六五名、独立二三名、宗教一八〇名)、昭和一六年が六五九名(うち左翼五四九名、独立九八名、宗教一二名)、昭和一七年が一〇五四名(うち左翼六五九名、独立二八七名、宗教一二四名)、昭和一八年(二月―四月まで)が一六六名(うち左翼六七名、独立六三名、宗教三六名)となっている。昭和七年に人員が急増し、昭和八年がピークとなっているのが分かる。再び増加するのは昭和一七年である。宗教関係者が登場するのは昭和一一年からで、そのピークは昭和一四年である。右翼を含む独立の関係者は昭和一五年から増えはじめ、昭和一六年、昭和一七年と増加し続けている。

(2) 小田中聡樹「昭和前期の治安政策と法―治安維持法の法律の変遷とその適用の概観―安藤義雄教授還暦祝賀『資本主義 展開と論理』(一九七八年、東京大学出版会) 一二四頁によれば、「起訴留保処分がその狙いの一つとした転向確保は、保護観察制度新設を通じてさらに強化された。転向者を監視監督して転向を確保し再犯を防止する保護観察制度を作る試みは、まず一九三四年の治安維持法改正案のなかに非転向者に対する予防拘禁制度などと共に盛り込

まれた。さらに一九三五年の治安維持法改正案にも保護観察制度が規定された。ただし予防拘禁制度が世論の批判によって削除されたのに伴い、保護観察制度は転向者（刑の執行猶予の言渡を受けた者、起訴猶予された者）のみならず非転向者（刑の執行を終わつた者、仮出獄を許可された者）にも適用されることにされている。これら二つの改正案はいずれも審議未了に終わり、その代わりに一九三六年に思想犯保護観察法が制定された。」とされる。

(3) 奥平康弘『治安維持法小史』（二〇〇六年、岩波書店）二一九―二七九頁等を参照。

(4) 一九〇四年（明治三十七年）―一九九四年（平成六年）。新潟県出身。早稲田大学を卒業後、一九二九年（昭和四年）、東京地裁判事になり、同三二年（昭和七年）に共産党に入党。同年、司法官赤化事件で検挙され、懲役六年の判決を言い渡される。一九五〇年（昭和二十五年）、弁護士となり、自由法曹団幹事長、日弁連人権擁護委員長等を歴任した。免田事件の弁護団長も務めた。

(5) 一八九一年（明治二十四年）―一九六二年（昭和三十七年）。岡山県出身。戦後、京都大学教授に復帰し、京都大学総長などを歴任した。

(6) 中澤俊輔『治安維持法』（二〇一二年、中公新書）一三三―一三四頁等を参照。

(7) 同『治安維持法』一二七―一二八頁等を参照。

(8) 同一三五―一三七頁等を参照。

(9) 同一四六―一四七頁等を参照。

(10) 前掲『治安維持法小史』一五四頁以下は、治安維持法違反の対象者に対する「転向」補導政策を取り上げ、「転向・改悛」引用者）政策が成立し実現するのは、満州事変・国際連盟脱退等の国際的な困難をかかえながら、昭和恐慌後国内立て直しを強行しなければならない日本帝国主義が、非常時的・反動革新的な『日本精神』が必要になるときであった。これを『ファシズム』イデオロギーと呼ぶとすれば、思想統制法としての治安維持法が、思想犯転向補導機能を政策的にもつようになるのは、日本が『ファシズム』にのめりこみはじめるのと同時併行である。」「はじめ

学生らに対する必罰主義の緩和に端を発して、『転向』と不起訴（または起訴猶予）とを結合させた方針は、間もなく治安維持法被疑者一般に適用される制度へと発展した。これが『留保処分』といわれる制度である。事実上は一九三一年ごろからおこなわれ、三二年末に司法大臣訓令として確立した。……留保処分とは、容疑者に対し起訴・不起訴の決定（処分）をせず、一定期間（通常六カ月、特に必要があるばあい一年）本人の改悔の様子をみて、しかるのちに処分を決定しようとする制度である。留保処分にするかどうかきめるさいの規準として、次の事項があげられている。……ここであげられているものうちで重要なのは『適当ナル身元引受人ノ有無』の項目である。」「このように思想検察が考案した身元引受人による視察は、特殊日本の家族主義にからめて『転向』をひき出し確定するものとして、極めて効果的な制度であった。と同時に、これは明治以来の伝統的な視察システムたる要視察人・特別要視察人制度に比べて、はるかに安あがりで、しかも警察の手をわずらわすところはほとんどない。くわえて、視察の内容・程度は官憲によるそれよりも、はるかにプライバシーの深部にわたりうるし、カバーしうる私生活領域も広い。……当局は『温情主義』を宣伝することもできた。」とされる。

(11) 一八六九年（明治二年）十一月一日—一九四八年（昭和二十三年）三月二十七日。茨城県出身。独逸学協会学校（現在の獨協大学）専修科を卒業後、検事の道歩んだ。東京控訴院検事時代には捜査主任として大逆事件の捜査の第一線に立った。その後、大審院検事等を経て、一九二四年（大正一三年）に検事総長に就任した。検事総長時代には、林頼三郎司法次官、控訴院検事長、府県特高課長らと協議の上、京都府学連事件に対して私有財産制度否認を理由とした治安維持法の初適用の指揮にあたった。平沼騏一郎、鈴木喜三郎から小山松吉へ、そして、塩野季彦へと至る思想検事の系譜を作った。八年間検事総長を務めた後、五・一五事件後の治安回復の要役となることを期待されて一九三二年（昭和七年）に司法大臣に就任し、一九三四年（昭和九年）まで務めた。しかし、次の岡田啓介内閣では一九三六年（昭和十一年）に二・二六事件が発生した。司法大臣辞任後は貴族院議員に勅選され、また、法政大学総長に就任した。

- (12) 『第六十五回帝国議会衆議院議事速記録第九号（昭和九年二月三日）』一四五—一四六頁。
- (13) 一八八〇年（明治一三年）六月四日—一九三七年（昭和十二年）三月一七日。石川県出身。明治法律学校（現在の明治大学）を卒業後、弁護士を開業。虎ノ門事件で難波大助の弁護士を務めるなど、社会運動、小作争議の弁護活動で活躍した。日本労働党の創立に参加し、一九二六年（昭和元年）の衆議院議員選挙に立候補し、当選したが、満州事変の評価をめぐって対立し、労働党を離党した。その後、国民同盟、国家社会党を経て、勤労日本党の党首に就いたが、交通事故で死亡した。
- (14) 一八九二年（明治二五年）一月一〇日—一九八七年（昭和六二年）四月七日。東京都出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、外務省勤務を経て、陸軍大臣官房特別嘱託、海軍大臣官房特別嘱託を務めた。依願退官し、一九二八年（昭和三年）の衆議院議員選挙に社会民衆党から立候補し、当選。議員として近衛の新体制運動を推進し、大政翼賛会総務兼企画局党亜部長に就任した。戦後は公職追放を受けた。
- (15) 前掲『第六十五回帝国議会衆議院議事速記録第九号（昭和九年二月三日）』一四七—一五〇頁。
- (16) 同一五〇—一五五頁。
- (17) 同一五五—一五七頁。
- (18) 同一五七—一六〇頁。
- (19) 同一六〇—一六四頁。
- (20) 同一六五—一六六頁。
- (21) 同一七三頁。
- (22) 『第六十五回帝国議会衆議院議事速記録第九号（昭和九年二月三日）』一四七—一五〇頁。
- (23) 『同第七回（昭和九年二月二日）』七頁。
- (24) 『同第六回（昭和九年二月二日）』五頁。

治安維持法の成立と改正について (三)

- (25) 『同第四回（昭和九年二月一六日）』八頁。
- (26) 同九—一〇頁。
- (27) 同二三頁。
- (28) 『同第六回（昭和九年二月二二日）』六頁及び八—九頁。
- (29) 『同第一二回（昭和九年三月六日）』一九頁。
- (30) 『同第六回（昭和九年二月二二日）』六頁。
- (31) 『同第四回（昭和九年二月一六日）』二九頁。
- (32) 『同第三回（昭和九年二月二二日）』六頁。
- (33) 『同第四回（昭和九年二月一六日）』二—五頁。
- (34) 同一〇頁。
- (35) 同二—三三頁。
- (36) 『同第六回（昭和九年二月二二日）』一—三頁。
- (37) 『同第五回（昭和九年二月一九日）』三—八頁。
- (38) 同一二頁。
- (39) 同三—一六頁。
- (40) 『同第六回（昭和九年二月二二日）』一—頁および『同第八回（昭和九年三月一日）』。四頁。
- (41) 『同第八回（昭和九年三月一日）』五頁。
- (42) 同七頁。
- (43) 同八頁。
- (44) 同一一頁。

- (45) 『同第九回（昭和九年三月二日）』四―五頁。
- (46) 同八頁。
- (47) 同九―一二頁。
- (48) 同二三頁。
- (49) 『同第六回（昭和九年二月二日）』一―三頁。
- (50) 『同第四回（昭和九年二月六日）』三―四頁。
- (51) 『同第六回（昭和九年二月二日）』一―四頁。
- (52) 同二頁。
- (53) 『同第一四回（昭和九年三月二日）』九頁。
- (54) 『同第五回（昭和九年二月一九日）』四―一三頁。
- (55) 同―五―一六頁。
- (56) 『同第八回（昭和九年三月一日）』四頁。
- (57) 同五―一三頁。
- (58) 『同第九回（昭和九年三月二日）』四―六頁。
- (59) 同八頁。
- (60) 同―〇―一二頁。
- (61) 『同第一三回（昭和九年三月七日）』二六―二八頁。
- (62) 同二六頁。
- (63) 同二六頁。
- (64) 『同第六回（昭和九年二月二日）』一九頁。

治安維持法の成立と改正について (三)

- (65) 『同第四回（昭和九年二月一六日）』二五頁。
(66) 同二五頁及び二八頁。
(67) 『同第一三回（昭和九年三月七日）』一頁。
(68) 同一頁。
(69) 『同第七回（昭和九年二月二二日）』八頁。
(70) 『同第九回（昭和九年三月二日）』一五頁。
(71) 同一五―一七頁。
(72) 『同第一二回（昭和九年三月六日）』二―四頁。
(73) 同四頁。
(74) 同四頁。
(75) 同五頁。
(76) 『同第九回（昭和九年三月二日）』一八頁。
(77) 『同第一二回（昭和九年三月六日）』三頁。
(78) 同四頁。
(79) 『同第四回（昭和九年二月一六日）』一一頁。
(80) 『同第七回（昭和九年二月二二日）』二〇頁。
(81) 『同第六回（昭和九年二月二二日）』一一頁及び一二頁。
(82) 『同第七回（昭和九年二月二二日）』一頁。
(83) 同四―五頁。
(84) 『同第一二回（昭和九年三月六日）』一〇―一七頁。

- (85) 同一九一三三頁。
- (86) 同四一四三頁。
- (87) 『同第四回（昭和九年二月一六日）』一二頁。
- (88) 『同第六回（昭和九年二月二日）』一一頁。
- (89) 『同第六回（昭和九年二月二日）』二二―二三頁。
- (90) 『同第七回（昭和九年二月二日）』五頁。
- (91) 『同第一二回（昭和九年三月六日）』二二―二四頁。
- (92) 『同第九回（昭和九年三月二日）』二頁。
- (93) 同二頁。
- (94) 『同第一〇回（昭和九年三月三日）』二頁。
- (95) 『同第六回（昭和九年二月二日）』九頁。
- (96) 同九一〇頁。
- (97) 一八八八年（明治二二年）一月一七日―一九七三年（昭和四八年）八月一六日。石川県出身。京都帝国大学法科大学を卒業後、浦和地方裁判所判事を経て、弁護士を開業。一九二〇年の衆議院議員選挙に立憲政友から立候補し、当選した。政友会では鳩山一郎派に所属していた。戦後は鳩山一郎を総裁とする日本自由党の結成に加わった。
- (98) 一八七六年（明治九年）二月一日―一九五一年二月三〇日。広島県出身。東京専門学校（現在の早稲田大学）を卒業後、大阪で、次いで広島で弁護士を開業した。広島県弁護士会では副会長や会長を務めた。一方、広島市議会議員、県会議員を経て、一九二七年（昭和二年）の衆議院議員選挙に立候補し、当選。当選回数は五回を数えた。第一次近衛内閣では司法参与官に就いた。一九三九年（昭和一四年）から一九四三年（昭和一八年）まで広島市長を務めたが、戦後は公職追放を受けた。

- (99) 『第六十五回帝国議会衆議院治安維持法改正法律委員会(速記) 第十五回(昭和九年三月十五日)』六一―八頁。
- (100) 同八頁。
- (101) 『第六十五回帝国議会衆議院議事速記録第二十四号(昭和九年三月十六日)』六三五頁。
- (102) 『第六十五回帝国議会貴族院治安維持法改正法律案特別委員会議事速記録第一号(昭和九年三月一九日)』六頁。
- (103) 一八七五年(明治八年)四月七日―一九六六年(昭和四二年)二月二日。山口県出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、東京日日新聞社に入社。その後、弁護士を開業し、宮内省、日本銀行、東京海上火災、三菱銀行、日本勸業銀行等の顧問弁護士として活躍した。一九三一年(昭和六年)に貴族院議員に勅選され、内閣顧問、行政巡察使も兼任した。東久邇宮内閣及び幣原内閣で司法大臣に就任し、一九五三年(昭和二八年)には日弁連会長、一九五八年(昭和三三年)には学士会会長、一九六一年(昭和三六年)には国民協会初代会長に選ばれた。
- (104) 一八八三年(明治一六年)九月二七日―一九五六年(昭和三一年)六月三日。広島県出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、内務省に入る。警視庁特高課長、保安課長、静岡県内務部長、朝鮮総督府警務部長等を経て、一九二九年(昭和四年)、浜口内閣の下で警視總監に就任し、労働事件の鎮圧などで腕を振るった。浜口が東京駅で狙撃された責任を負って警視總監を辞任したが、貴族院議員に勅選され、その後、東京市議を二期務めた後、一九四一年(昭和一六年)に大政翼賛会事務総長に、また一九四二年(昭和一七年)に宮城県県知事に、更に一九四五(昭和二〇年)には東北総監に任命されて終戦を迎えた。戦後は公職追放されたが、追放解除後は武蔵野大学学長に選ばれた。
- (105) 『第六十五回帝国議会貴族院議事速記録第二十八号(昭和九年三月一七日)』三五四―三五六頁。
- (106) 同三五七―三五九頁。
- (107) 同三六一―三六三頁。
- (108) 同三六三―三六四頁。
- (109) 一八七六年(明治九年)四月二日―一九六八年(昭和四三年)六月二日。長野県出身。尋常小学校を卒業後、

農業の手伝いや製糸工場で働いた。その後、上京し、日本法律学校（現在の日本大学）卒業後、判検事登用試験に合格し、判事となる。ドイツ留学から帰国後は東京地方裁判所検事、東京控訴院検事、司法省参事官、司法省保護課長、監獄局長（後の行刑局長）、内務省警保局長を歴任し、一九二九年（昭和四年）に貴族院議員に勅選された。日本大学教授（刑事政策・刑法担当）、日本大学総長の外、東京弁護士会会長も務めた。一九三二年（昭和七年）に関東厅长官に、また一九三四年（昭和九年）には日滿法曹協会会長に、一九四一年（昭和十五年）には大日本興亜同盟理事長に選ばれた。思想犯保護観察法の制定に尽力した。

(110) 『第六十五回帝國議會貴族院治安維持法改正法律案特別委員會議事速記録第二号（昭和九年三月二〇日）』五頁。

(111) 『同四号（昭和九年三月三三日）』二八頁。

(112) 『同五号（昭和九年三月二四日）』二頁。

(113) 一八七二年（明治五年）八月二日―一九五五年（昭和三〇年）一〇月二一日。千葉県出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、弁護士を開業し、弁護士として浜口事件、血盟団事件、大逆事件、森戸事件等の刑事弁護人を務めた。

一九〇八年（明治四一年）の衆議院議員選挙に立候補し、当選。以後、当選回数は六回を数えた。一九二五年（大正一四年）に貴族院議員に勅選された。一九三四年（昭和九年）には明治大学総長に就任している。戦後は極東国際軍事裁判の日本側の弁護団長を務めた。

(114) 『同五号（昭和九年三月二四日）』三頁。

(115) 『第六十五回帝國議會貴族院治安維持法改正法律案特別委員會議事速記録第五号（昭和九年三月二四日）』二五頁。

(116) 『同第六号（昭和九年三月二五日）』一頁。

(117) 同―二頁。

(118) 一八八四日（明治一七年）二月二一日―一九四五年八月六日。熊本県出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、高等文官試験に合格し、内務省に入省した。徳島県、宮城県、神奈川県の各警察部長、栃木県、福岡県、石川県の各

知事を歴任した後、内務省警保局長に就任したが、内務省を退官した後は貴族院議員に勅選された。第二次世界大戦中は陸軍司政長官として南方の占領地に派遣され、帰国後、広島県知事を経て、中国地方総監に任命された。広島原爆の被害に遭い、猛火にまかれ焼死した。

(119) 『第六十五回帝国議会貴族院治安維持法改正法律案特別委員会議事速記録第六号(昭和九年三月二十五日)』二頁。

(120) 同二頁。

(121) 『第六十五回帝国議会治安維持法改正法律案両院協議會議事速記録第一号(昭和九年三月二十五日)』一一〇頁。

(122) 同八頁。

(123) 前掲『治安維持法』一五〇—一五一頁等を参照。

(124) 『第六十五回帝国議会治安維持法改正法律案両院協議會議事速記録第一号(昭和九年三月二十五日)』八頁。

(125) 同八頁。

(126) 同八頁。

(127) 同九頁。

(128) 前掲『治安維持法』一五〇—一五一頁等を参照。

(129) 一八七七年(明治一〇年)一月二四年—一九六七年(昭和四二年)九月八日。新潟県出身。東京帝国大学法科法学を卒業後、司法省に採用され、捜査(経済)検事の道を歩み、シーメンス事件では主任検事を担当した。原嘉道司法大臣の推薦で田中義一内閣の下で司法次官に抜擢され、以後、浜口、犬養、斎藤内閣でも司法次官を務めた。岡田内閣で司法大臣を務めたが、阿部内閣では、思想検事の中核として第一次近衛内閣・平沼内閣の司法大臣の地位にあった塩野季彦の反対にあつて、司法大臣ではなく内務大臣及び厚生大臣に就いた。閣僚退任後は弁護士を開業した。戦後の第五次吉田内閣では法務大臣を務めた。

(130) 『第六十七回帝国議会衆議院議事速記録第二十四号(昭和十年三月七日)』五一〇—五一二頁。

- (131) 同五一―五二二頁。
- (132) 同五一三頁。
- (133) 同五二〇―五三三頁。
- (134) 『第六十七回帝國議會衆議院治安維持法改正法律案外一件委員會議録(速記) 第八回(昭和十年三月一九日)』一頁。
- (135) 『同第三回(昭和十年三月十一日)』一一―一六頁。
- (136) 同二三頁。
- (137) 同二五頁。
- (138) 『同第三回(昭和十年三月十三日)』二頁。
- (139) 『同第三回(昭和十年三月十一日)』一頁。
- (140) 同三十四頁。
- (141) 同八頁。
- (142) 『同第三回(昭和十年三月十三日)』五頁。
- (143) 『同第七回(昭和十年三月十九日)』一一―二頁。
- (144) 『同第十回(昭和十年三月二十二日)』三〇頁。
- (145) 『同第十一回(昭和十年三月二十三日)』二一―六頁。
- (146) 『同第七回(昭和十年三月一八日)』一三頁。
- (147) 『同第十回(昭和十年三月二十二日)』三〇―三二頁。
- (148) 『同第十一回(昭和十年三月二十三日)』八頁。
- (149) 『同第十二回(昭和十年三月二十四日)』六頁。

治安維持法の成立と改正について (三)

- (150) 同五―六頁。
- (151) 『同第七回(昭和十年三月一日)』三頁。
- (152) 同七頁。
- (153) 『同第三回(昭和十年三月十三日)』一三頁。
- (154) 『同第五号(三月十八日)』二〇―二二頁。
- (155) 同二四頁。
- (156) 『同第九号(三月二十日)』二三頁および二五頁。
- (157) 『同第一三号(三月二十五日)』三頁。
- (158) 同四―五頁。
- (159) 前掲『治安維持法』一五七頁等を参照。
- (160) 前掲『治安維持法小史』一八七―一八八頁等を参照。
- (161) 同―八九頁以下等を参照。
- (162) 同―九二頁以下等を参照。
- (163) 同二〇六頁以下等を参照。
- (164) 同二二五頁。
- (165) 同―九六頁以下等を参照。
- (166) 同―九〇頁以下等を参照。
- (167) 同―九一頁。